

平成26年6月10日

平成26年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

平成26年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成26年6月10日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 5 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	危機管理監	岸 本 保 裕
副 町 長	中 口 守 可	企画政策監	西 啓 介
教 育 長	笠 間 光 弘	水道事業理事	鵜久森 敦
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保 井 太 郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
総 務 部 長	古 谷 清	しあわせ創造部 理 事	串 山 京 子
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	木 下 研 一
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事	家 永 淳
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事	早 野 清 隆

教育次長 中田 道徳

会計管理者 廣田 節子

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下 泰久

議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成26年6月10日から27日（18日間）

○会議録署名議員

5番 田島 乾正

6番 竹内 邦博

議事日程

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は13名です。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。5番田島乾正君、6番竹内邦博君、以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月10日から27日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月10日から27日までの18日間と決定しました。

○奥野 学議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成26年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

奥野議長を初め、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと存じます。また、本日は本定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、タウン・ミーティングを本年度も広報・広聴業務の一環として、5月24日から6月8日にかけて、町内15カ所の会場において開催をいたしました。このタウン・ミーティングは、

住民の皆様への町政に対する理解を深めていただくこと、住民の皆様の幅広いご意見を町政に取り入れることを目的として始まり、今年で5回目を迎えます。タウン・ミーティングには、405名の方の多くの住民の皆様にご参加をいただきました。会場内でのご発言や来場者のアンケートにより、路線バスや防災、公共施設を初め、多くの町政に関する建設的なご意見をいただくことができました。

また、今年、本屋大賞を受賞した大阪生まれで広島育ちであります和田 竜の「村上海賊の娘」において、本町の淡輪を根城とした真鍋海賊のことが描かれているため、まちのPRに活用してはどうかとの本町のシティプロモーションにつながるご意見もいただくことができ、住民の皆様との貴重なご意見の場となったことと考えております。タウン・ミーティングでいただいたこれらの貴重なご意見は、私にとっても大変参考になりました。今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

あわせて今月12日からは、サッカーワールドカップブラジル大会が開幕をいたします。我が日本代表チームもイタリア人の優秀な監督の指揮のもと、持ち味である組織力やチームワークを生かし、前回の南アフリカ大会を上回る活躍が期待されています。本町におきましても、サッカー日本代表チームと同様に、私を初め、職員が一丸となって町政が抱える課題の解決に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。特に本町の公共施設につきましては、昭和50年代前半にかけて整備された施設が多く、今後、長期的な視点を持って計画的に更新していく必要がございます。これら公共施設の更新につきましては、多額の経費が必要になると思われませんが、国や大阪府など、関係機関と連携し取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

なお、本定例会にご提案申し上げます提案等でございますが、平成25年度岬町一般会計補正予算第5次等の専決処分の承認を求める件4件、平成26年度岬町一般会計補正予算第1次の件1件、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件等の条例の制定に関する件2件、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件1件、監査委員の選任について同意を求める件1件、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件1件、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件2件、平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件1件、平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件1件、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりまし

てのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○奥野 学議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

初めに、田島乾正君。

○田島乾正議員 通告をしておりますので、久しぶりに一般質問をさせていただきます。

このたび、議長を辞して2年ぶりの一般質問となりますが、人それぞれの考え、思いがおりでしょうが、私にとっては長い2年間でありました。議長をおりて、すぐ一般質問と思われる方もおりますが、議員は質問していただくことが本分であり、私から質問権がなくなれば、議員としての本分を全うできなくなりますので、その点、ご理解願いたいと思います。

さて、国会では集団的自衛権とか憲法拡大解釈だとか、戦争ごっこをするような強権な不安を並べておりますが、地方分権も及びつかない現状下であり、少子高齢化時代を迎えて、どのような社会を構築されるのか、国民の一人として心配を通り越して、あきれ果てておる次第でございます。

過日の新聞報道では、認知症の不明者特定連携と、認知症による徘徊で行方不明となる高齢者が数多くいる問題で、認知症の人の数が昨年1万322人に上っております。警察に保護された方が、住所や氏名、名前など、身元がわからないままの人は全国で13人いたと。厚生労働省は、この問題について認知症の行方不明者の実態調査を自治体に依頼すると、かような報道をしているんですけども、末端の自治体として国から依頼を受け実態調査をするとなれば、関係団体にも協力を要請しなければなりません。また、教育関係にしても、文部科学省は小中一貫校法案を今打ち出しております。また、公務員の人事評価制度の実施、これは法制化されております。ということで、今回、私が一般質問する通告の内容等々、いろいろ入っておりますので、その点、よろしく願いしたいと思います。ということで、地方で検討なり調査なりをしろと、小さなまちとしてはどのような町政運用されるのかを踏まえて質問いたします。

それでは、先般一般質問事項で通告しました順に従い、質問を行います。

まず、1点目が、社会福祉協議会の補助金についてひとつご説明願いたいと思います。私は、補助金等については把握をいたしておりませんので、やはり答弁者のほうから確実な数字、金額等々を、まずご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、社会福祉協議会に対する補助金について、ご答弁させていただきます。

本町では、社協は地域福祉の推進における中核的な役割を担う組織と位置づけていまして、町のパートナーとしてともに連携をしながら、福祉施策を推進する観点から、その運営等に対して補助金の交付をいたしております。

まず、補助金の内容といたしましては、平成25年度において、社協の組織運営を支援することを目的に、正職員の人件費相当額を社会福祉協議会補助金として1,808万7,000円を交付しております。団体等への補助金につきましては、事業補助というのが原則としておりますが、社協については、その事業を詳細に区分することが難しいということから、運営補助として人件費相当分を補助しているものでございます。

次に、身近な地域で関係者と地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い運動を展開することを目的といたしております小地域ネットワーク活動に対して、地域福祉・子育て支援交付金を活用して交付をしております小地域ネットワーク活動事業補助金850万円。うち600万円は社協の職員の人件費に充当されております。また、認知症や障害等により、日常生活に支障がある方に対して、日常的金銭管理等の権利擁護サービスを目的とします、日常生活自立支援事業補助金として140万1,000円。なお、この事業は国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1の補助金をもって、嘱託職員とパート雇用職員の人件費を賄っております。合計しますと2,798万8,000円を交付したところでございます。これらの補助金等によりまして、社協の8名のうち、正職員4人分、嘱託職員1名及びパート雇用1名の計6名分の人件費の全額が賄われているということでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 補助金等の内訳等々について、今、答弁をいただきました。数字的にはほぼ間違いないように思います。一般に補助金というのは、1,808万6,747円やね。そういう金額を理解しております。そうして、職員数、パート等々についても、聞き及んでいる回答と相違ないと思います。

この人員で、そして今、社協の事業をしていますと。その事業量とこの運営については、当然、補助金等で頼って、満額というわけにはいきません。やっぱり社協の趣旨から考えたら、事業をしなくてはいけない。それは当然わかっております。住民も理解はいたしております。しかしながら、やはり事務量が今日、高齢化が進んで、そして先ほど私も認知症とか、いろいろ全国的に

問題になっていることを披歴したんですけれども、大変な社協も事務量がふえております。ということで、やはりその事務量等々の見直し、そしてまた要望等に対する窓口等々についても、やはりご理解していただきたいなど、かように思う中で、今回、この社協の補助金等について一般質問をさせていただいたわけです。

数制的なものは別として、そして2点目が、社協の事業と岬町の福祉事務事業と重なる共通事務が伴っているのか。バッティングしているのかということについて、まずお聞きしたいのと、最後に、社協と岬町の担当窓口との連携が昔から良好な関係を保っていたのか、保られてなかったのか、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、先ほどの社協の運営の件でございますが、社協の運営につきましては、その事務量がふえてきていると。また、ニーズも多様化しているということと、それと1つは町の施策、町が行っている施策とダブっているのかというご質問でございますが、大きく区分しますと、町の行政といいますのは法律またはそれに伴う要綱でありますとか、規定に基づいて、法的に行うことが原則、いわゆるフォーマルで事業を行っております。社会福祉協議会といいますか民間団体につきましては、法律の網から漏れるであるとか、それ以外の部分について地域で支え合っていくということが基本になっていると考えております。このことからすれば、町のほうから社会福祉協議会のほうに委託という形で事業をしていただいている部分はありますけれども、原則的にはダブるということはないと考えております。

それと、これまでの社会福祉協議会との関係でございますが、いろいろ補助金の額等々について、いろいろこれまでけんけんがくがく議論はしてきたところでございますが、おおむね良好な関係で来たのかなと考えております。

また、1つは地域福祉計画、地域福祉活動計画というのを、ことしも平成26年3月に制定をいたしましたけれども、それも共同でやっておりますし、その第1期の部分についても共同でやったということで、先ほども申しましたように、町の地域福祉を推進するパートナーという位置づけで、町のほうは考えているというところでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 心配していることをただいま質問したんですけれども、心配していることをクリアするようなご答弁をいただいたんですが、私が個人的に社協さん、そして行政の担当の方のご意見、いろんなお話を聞いた上で、今のご答弁でしたら、有効に、結局パートナーとして、社協としてとらまえていただいていると。受け皿的な部分も、そういうご答弁をいただいたんです

けれども。まだまだ何かしこりが残っているように感じられるんですわ。そういうことで、福祉事業の目的は、やはり住民に対して本来手厚い福祉施策をするのが行政であって、またパートナーとして、受け皿として、社協さんもやはり事業として運営していただきたい。これは基本の基本です。基本はわかっております。

しかし、何度も言うんですけど、高齢化に進んで事務量がふえていますので、従来のそういう協議等々では、やはり現場、現場というのは一番指先ですね、指先では大変なご苦労があるということを理解しなくては、パートナーとはコミュニケーションを持ってないということですので、良好な連携ができてきているのかの質問に対して、できているとご答弁いただいたので、それはやはり信頼しますので、ひとつ今後とも町と社協と協議をする、働きかけ、これをひとつ実践していただきたい。そして、より一層、良好な行政と社協の事業運営に、両輪がまとまっていけば、住民もいろんな相談事も、そして行政に対する不信がなくなると思うんです。ということで、その点については十分申し入れておきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 社協の運営と申しますか、社協との関係につきましては、これまで良好な関係で来ていたのかなと思います。ただ、お互い、町も社協も事業量がふえていますし、なかなかきちとしたコミュニケーションが図りづらくなってきているというのも確かでございます。

したがって、今後、協議検討していく必要があると考えておりますけれども、そのためには常日ごろからお互いに相談や交流、あるいは連携ができるように、常日ごろからそういうことが気軽にできるような関係にしていく必要があると思いますし、また社協のほうにも、そういうふうに期待をしたいと思っております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 部長から社協と岬町との連携の部分、本当にかたい答弁をいただきましたので、その答弁を信頼して今後見守りたいと、かように思います。

そして、最後ですが、一番この質問のメインになりますので、ひとつ明確なご答弁をいただきたいと、かように思います。今、現在、社協が運営しています、結号という車両、この事業内容や活動状況とか実績等、別の団体のものですが、当然、岬町も結号の運行状況や実績とか、そんなのを把握していただかなければ、先ほどの話がかみ合わないようになるわけですね。ということで、結号が実際、どのような活動をして、実績を残しておるのかご存じか、まずご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 社会福祉協議会が行っております生活支援型多機能バス結号につきましては、地域のイベントでありますとか、活動事業などに来れない人、来ない人を対象に、地域に出向いて行うアウトリーチ型のサービスでございまして、25年2月から、その活動が開始をされております。25年度の実績でございますが、運行件数については38件で、運行回数につきましては99件というところで、社協からご報告いただいているところでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、部長から簡単な答弁をいただいたんですけども、私から資料に基づいて、結号の活動実績等々を披歴したいと思うんですわ。活動は25年4月1日から活動して、そして活動するに当たってのセレモニーにも、やはり担当部長も出席されて、出発式も把握されていると思うんですね。それは別として、38件、運行回数99件、これは間違いございません。運行先の件数につきましては、淡輪地区が16件、深日地区が7件、多奈川地区が12件、孝子地区が3件。利用者数は、淡輪が31名、そして利用継続者が25名。トータル年間99回の244日、365分の244日が運行していますと。2.5日に1回稼働しているわけですね、結号というのは。そして、この活動、これだけの活動をしていると。しかしながら、今回、結号を継続していくには、やはり社協の事業費では当然賄い切れない、運行できないと、そういう窮状に陥っているわけですね。結号の発足の開始の事情というのは、小地域ネットワーク大阪府の補助金で、補助金事業で運営していたわけですね。その事業がなくなり、現在、結号の事業活動運営に困っているわけですね。人件費等は補助金等をいただいて、ありがたい話ですけども。ただ、結号の部分については、これからこういう補助対策事業がなくなったら、社協で運営できるのかと。ドライバーの部分についても、そして結号のスタッフ、そしてガソリン、いろんな車両の、結局、必要経費等々を入れたら、当然、運行できないと思うんです。そうしたら運行をやめますんかと当然なりますわな。町がそういう補助金を出せないというなら。そしたら、今まで私が、先ほど披歴した99回、この部分のお世話になっていた住民を放置するんかと、簡単に簡潔に言えばそういう結果になるんです。

じゃなくして、受け皿としてこのまま継続していくにはどういう方法で、受け皿として、町としてはどういう考えを持っているのかということをお今日はこの場で、やはり検討を願いたいと思います。担当部長で答弁しにくかったら、町長でも結構ですよ。この打ち切られた事業を継続できるのか、できないのか。社協は当然できません。ですから、担当部長でも構わへんですよ。補助金をどうするのかということ。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 社協におきましては、福祉ニーズが多様化、また増加している反面、人口減少等に伴って、社資も減少傾向がございますし、その運営状況というのは非常に厳しいものがあると理解をしているところでございます。

しかし、一方で社協といいますのは法人として活動しております。自らの財源でその運営を賄うことが大原則であり基本原則やと考えております。そのためには、コスト縮減でありますとか、収益的事業の積極的な展開による自主財源確保に向けた取り組みが必要と。また、財政基盤の確立が不可欠であると考えているところでございます。収益的事業につきましては、社協のほうも共通の認識を持っておられまして、この3月に策定した地域福祉活動計画にも盛り込んだところでございます。

この事業の財源は、先ほど議員ご指摘のように、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業という形で、交付金を活用して実施をしていると聞いております。また、この補助金は単年度補助であって、来年度以降の継続は確約をされない、毎年確約をされない補助金であるということで、打ち切られた場合の財源確保についても憂慮されているということは承知をいたしております。

町といたしましても、非常に財政が厳しいというところもございまして、その必要性等については一定理解をするところですが、先ほど述べました自主財源の確保に、まずは全力を尽くしていただきたいなと思っております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 担当部長に、冷たくびしっと切られましたんですけど。理解はしてはると思うんです、事情はね。財政の部分言うてますけれども、理解はされていると思います。しかし、私、何度も言うてるように受け皿をどうするんですかと。そしたら、もうそういう補助事業は国から打ち切られましたと。小地域ネットワークのその部分は打ち切られましたと。それは仕方ないですよ。社協は独立法人やから、事業をしてくださいと。それは言うのは簡単です。しかし、社協も事業をしたくても事業はないので、今、困窮しているわけですから。そこを今、訴えているわけですね。事業があつたらします、社協も。ということで、そういう事業があるならば、町としてもそういう委託業務をさせてやってください、それにかわるべき。そういう方法もあると思うんです。財政がしんどい、苦しいからそれはだめですと、そんな打ち切り方をしたら、住民が直接恩恵を受けている結号の、いろんな高齢者はどうなるねんと。町に何もかも頼もうかとなってくるはずですよ。その受け皿をどうしますかということ言うてるので、もう部長やったら答弁しにくいと思いますわ。町長のほうからどうですか。ええ返事を頂戴。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 先ほども申しましたように、確かに社協の運営状況は厳しいというものは理解をいたしております。その一方、社協の中には積立金というのも一定程度保有をしております。町の場合も同じですが、基金を活用しながら、その間に行革を行って、財政基盤の確立をして、基金の取り崩しに頼らない財政基盤を確立するというので、今、行革に取り組んでいるところでございます。

社協においても積立金を一定程度保有をいたしております。そのそれぞれの積立金の使途に限定はそれぞれあるかもわかりませんが、それらを有効に活用しながら、収益的事業と言いましても、すぐにあしたからできるというわけではございませんので、その基金を有効に活用しながら、財政基盤の確立に努めていただきたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 説明されるように基金は持っております。基金を取り崩したらなくなるんですわ。基金というのは、やはり積み立てるものであって、基金というのは最悪の場合に置いておくんであって、基金を崩していったら、最後はゼロになるんですね。岬町も基金、崩しているでしょう、大変でしょう、財政が。そういうことで、基金というのは最後の最後に置いておくもんです。ということで、どうですか。今後、協議を密にして、そしてどうしたらどういう事業ができるのかとか、担当課と社協のトップの協議なり、また役員を入れて話なりをする、テーブルにつく気持ちがあるのかないのか。本当にこれ、結号1台分を運行さすのに、99日間運行して、そしてこれだけ住民さんが恩恵を受けているんですわ。しかし、それをだめと言ったら、結号の運行を理解されてないのかなと、かように思うわけですね。福祉、福祉と言っておきながら、本当の福祉のそういう態度を表明してないん違うかなと。住民から見たらそう思いますわね。やはり、打ち切られたものを今後どうするのか。この車はもう廃車にせないかん。そして、従事している者が従事できないと。

どうですか、これ。私、後の質問にこの部分で時間を費やすのも何ですけれども、私も厚生委員もしてるし、またいろいろ言う機会もあるんですけれども、せつかくの一般質問ですので。ひとつどうですか、結号の存続を、こういう方向に持っていくますとか、こういう計画をしますとか、そういうご答弁をいただけませんか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 社協の運営等についての町の考え方については、先ほど担当部長のほうから答弁があったとおりで、非常に社協とは良好な関係の中で、現在もやってきておるといふことには間違いはないと私は思っております。特に今、議員さんは結号の話を質問されております。結号について

の必要性は、担当部長も答弁したように、必要性については十分理解もし、やはり何らかの方法でということは検討しておるわけですが、やはり社会福祉協議会の屋台を潰したらいけないと私は思っております。というのは、冒頭に担当部長が説明しましたが、本来は運営費というのは一般財団法人であれ事業費に切りかわっているわけなんですよね。それを私のほうがあえて、やっぱり過去の歴史、そういった社協をつくった歴史がありますから、これは当然、社会福祉協議会というのは我々まちにとっては、よきパートナーとして、いわば住民の福祉活動に頑張っているんだから、事業費という名目で人件費を決めたらだめだと。やはり運営によって人件費を確保した上で事業をやっていたらいいということから、これはスタートしています。

そんな中で、先ほど部長の答弁の中と、また議員さんの質問も聞いておきますと、年間99件ということになると、これを月平均に直すと8.7で、25日働いた場合は3件ほどしかないわけですね、結号の活動実績がね、今の話。私、ぱっと25日と計算していますが、もっと出てるかもわかりませんが。そうなった場合には、3.1に300万円ほどの財源を、町がそれだけの補助金を出せるかといったら、非常に厳しい状況にあることは間違いないですね。ですから、まず府からカットされたから、町がそれを補助せないかんの違うかというご質問ですが、やはりこういった事業をやる時は、単年度、単年度の事業ですから、十分将来を見た上で事業開始をやっていかないと、いわば単年度でカットされたら、次は町が持って、何でもかんでも町に持たれてこられたんでは、いろんな事業がありますから非常に厳しいなということ、理解していただきたいなと私は思っています。事業実績から見たら、これを300万円、もし私どもが助成金を出すとしたら、議会の皆さんに認めてもらえるかといったら、私は非常に厳しいんじゃないかなと、そう思って、恐らく担当部長は基金があったら、基金をまずうまく活用していただきたいということから入っていくのかなと、このように思っています。

ですから、今、結号を続けるのかどうかということについては、社会福祉協議会さんのほうが、これからの事業としてやっていくなら、しっかりと汗をかいて、どのような形で今後、財源確保していく、そして住民の福祉に寄与していくということを、やっぱりしっかりともう一度、詰める必要があるんじゃないかなと、私はそう思います。私は、一度だけこの話は、会長と役員の中で話は聞いております。だから、十分これについては理解はしておりますけれども、財源措置についての問題は、やはり担当がしっかりとその辺の調整は今後やっていく必要があるかなと思いますけれども、非常に厳しいということだけ申し上げておきます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 町長の今の答弁では、数字的に私が申し上げたのは、2. 5日に1回稼働してま
すんですね。やっぱりこれ、2. 5日に1回稼働するということは、計算上、244日間稼働し
ているということです。その事務量云々というのは、一度、結号の本来の稼働の実績とか、そう
いうものの評価を出していただきたいなと思う。実際、現場でね。やっぱり、最前、部長に答弁を
聞いたら、38件、99回と、それだけのことで、あとの中身等については答弁されないという
ことは、わからんから答弁してないと思うんですけどね、現場を知らないから。そうやから、私
が今、質問しているのは、現実はどうですよ。ですから、法人化してるんやから事業をしなさい
よというのは、おっしゃる気持ちは十分わかります。当然、しなければなりません。しかし、
それをするに当たって、やはり社協の会員さんといっても、はっきり申しまして、失礼やけども
う高齢者が多いんですね、はっきり申しましてね。そんな若い会員さんみたいな方は数少ない
わけですね。やはり、社協も社協で、高齢化の中で頑張っているんですよ。ですから、そういう
事業ができないんですね、やりたくても。そうしたら、やれるようにひとつアドバイスなりして
くださいよと、私も先ほどから質問してるんですけども。何も財政苦しい中、結号を運営するの
に補助金を出せとは言うてません。ですから、何とか受け皿を考えてくださいと。そして、いろ
んな事業があれば、委託してあげてくださいと。そうしたら事業ができますわな、社協も。とい
うことで、余りくどくどと言っても仕方ないんですけども。ひとつ担当課で、いま一度、社協と
の協議なり、働きかけをひとつしていただくよう申し入れておきます。また、結号がとまった時
点で、私なりに意見を述べさせていただきますので。住民に対して意見を述べますから、質問はい
たしません。そういう考えを持っていますので、ひとつ社協との協議を密にさせていただいて、そ
して結果を出してあげてください。結号がとまったら、私なりの機関紙で発表しますから、もう
質問はいたしませんから。

さて、社協の補助金等については一般質問として、この記録に残させていただきましたので、
2点目の質問に入ります。

町有地施設等の維持管理施策について、まず聞きたいと思います。町有地、空き地、施設等の
実態と維持管理対策をどのように考えているのかということ、まずお聞きします。なぜならば、
先般、施行されました空き地・空き家条例に伴いまして、住民に対してこの条例を施行するには、
まず執行者側から、やはりその管理を改めなければおかしな話で、本条例を執行するのに疑義が
ないというのはおかしいですね。例えば、役場裏山にある通称坊の山については、雑草とか雑木
が繁茂しており、誰が見ても適正に管理されてるとは思いませんわね。しかし、担当課からこの
荒地は町有地であるので、ひとつ境界線を明示して、フェンスして管理をしますという報告は聞

きました。それはありがたい話で、今までかって、歴代町長はおりますけども、今回、思い切って町有地の管理をするという決断をされたのは、私はこれは評価したいと、かように思っています。しかし、過去に何回にもこの場所を撤退していただいて、そしてまた同じように来ていただいて、結局、モグラたたきの状態、今回やっとお金をかけてフェンスをするということは結構なことで、ありがたいんですけども。後の維持管理はどうされるのか、そしてこの山の有効利用をどうするのかということ、まずお聞きしたいのと、何点か町有施設があるんですけども、そしたら一応お聞きする部分だけ質問させていただきたいと思います。

深日地区の現在休止されている火葬場ですね、これは外見を見る限り、もう再利用ができる施設ではないと、私は個人的に思うんですが。これをどうするのかと。これもまた歴代の負の遺産みたいなぐあいに残っております。今すぐしなさいと言いませんけれども、この休止されているこの火葬場等については、当初予算を組んでやるのか、やらないのか。またそろしばらく置いておくのか、この部分について。

2点目が、岬中学校にあるプール。これね、もうこのプールも使用しなくなって大分たつんですね。もう使わないと決めたら、もうこれ撤去して更地にして管理したらどうですか、あの状態でほっとかんと。これ、今、教育財産ですか。教育財産になっているのかな。この部分についても、ちょっとお聞きしたいと思います。

このプールと火葬場と、まだいろいろあるんですけども、これ以上、時間もございませんので。最後に多奈川地区の保育所が多奈川小学校に移転され、来ておりますわね。この移転された後の保育所の建物は、今後どのような有効利用されるのか。この点についても、ひとつご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 何点か担当がまたがるどころのご質問をいただきましたので、分けて答弁させていただきます。

まず、公有財産の管理の件でございますが、公有財産につきましては、地方自治法第238条に、その範囲と種類が規定され、またこの公有財産を公用または公共用に供する行政財産と、行政財産以外の財産を普通財産に分類することもあわせて規定されているところでございます。また、財産の管理及び運用につきましては、地方財政法第8条に、地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じてこれを最も効率的にこれを運用しなければならないと定められているところでございます。これらの法律の規定を踏まえまして、岬町では、岬町財務規則にその取得や管理について定めを置いているところでございますが、ご指摘に

あったように、これまで実際の運用、維持管理が十分であったのかと言われれば、なかなか、はい、そうですと言うことは言えない状況であるなど考えております。

幾つか課題がございますが、きょうのご指摘いただいたのは、いわゆる通称坊の山のことでございます。ご承知のように本庁舎の山側に位置しておるわけでございますが、この件につきましては、平成26年度におきまして管理の適正化を図るため、立ち入りを制限する管理用フェンスの設置を予定しているところでございます。このことにつきましては、去る6月7日の土曜日でございますが、関係者に集まっていただきまして、町有地の適正管理を行いたいということ、それと町有地の有効活用を図る必要があるということ。それから、管理用フェンスを設置したいということを説明申し上げまして、無断耕作者の協力を求めたわけでございます。出席された方々からは、さまざまな意見をいただきましたが、おおむね建設的な意見をいただいたなど考えております。今後、無断耕作者の理解を得るのに時間を要するという危惧はございますけれども、早期解決に向けて努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○奥野 学議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 私のほうからは、先ほど深日火葬場、岬中学校プール、旧多奈川保育所について、公共施設のあり方の観点ということから答弁させていただきたいと思っております。

行財政改革の立場といたしましては、これらの施設につきましては廃止や売却ということを含めて検討する必要があると考えております。しかし、深日火葬場につきましては、3月議会において道工議員からもご質問がありましたように、そのときにお答えさせていただいておりますが、煙突の撤去におきまして、ダイオキシンということが今後の問題になってこようかと考えております。

また、岬中学校プールにおきましては、撤去費に加えまして、都市計画法における都市公園としての線引きがなされているということから、都市公園の位置づけということを見直す必要があるということでございます。なお、このような施設を含め、公共施設については、行財政改革委員会に今後の課題としてお示しするとともに、公共施設のあり方の基本方針をもとに、全庁的に検討を進めるということを考えております。また、今まで財源的に施設の除却のみの場合は、起債の発行もできずに町単費の事業として行う必要がありました。しかし、国から策定が要請されております公共施設等総合管理計画において、危険除去推進という項目がありまして、今後、施設の点検、診断などを実施し、危険と判断した場合につきましては、その施設について危険撤去施設として位置づけすることによりまして、この計画に盛り込むことにより、資金手当てとしてはありますけれども、起債の発行をし、事業を進めることが可能となっております。このこ

とから、財政的な負担も平準化なされるということでもありますので、これらを含めて今後、検討してまいりたいと思っております。

多奈川保育所につきましても、やはり廃止、除却という形で検討を進めてまいりたいと思っております。すみません、多奈川保育所につきましては、今後、防災の備蓄倉庫も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 坊の山等については、6月7日の土曜日には説明会をしていただいたと。その説明会の内容等については、また後日、状況等をお聞きしたいと思います。説明会をしていただいたということは、一步前へ進んでいるということですので、内容等については、また後日、教えてください。

ということで、この坊の山というのは歴史がありますので、戦前戦後、開拓の部分もあって歴史があるんですけども、今現在は町有地ですから、やはりひとつ財政が苦しい中、こういう町有地を守るためにお金をかけて、やはり守るということは、私も理解しますので、お金をかけた以上、もう今度はモグラたたきでないように、ひとつ完璧に町有地ということをしておいてください。管理の分についてはお願いしておきます。

そして、深日の火葬場の部分については、他の議員も質問していたのはわかっております。しかし、やはり私が言っているのは、ダイオキシンの問題もあるけれども、この際、当初予算なりが組める範囲で組んで撤去する、早急に撤去する方法にひとつ考えていただきたいと。このまま放置されたら困るわけでね、やはり見た目、みすばらしいし、そして住民から、あれどうするねんと、そういう苦情も聞いていますので、地元の議員のつらさも、ひとつご理解願いたいと思います。

中学校のプールについては、都市公園条例の網がかぶっていると。これは大変な問題ですわね。網がかぶって、都市計画法でも見直しせんならんと。何で今までほっとくのかなと。網がかぶってたらかぶってたで早いこと外すようにせんと、以前どなたか、もう一回網かぶせたいというような言い方もしてましたけど、やっぱり網は外さんと前に進みませんので、その辺、担当課については、都市公園条例の部分的網を外す作業もしていただきたい。そして、都市計画の部分についても、ひとつ時期には外して、そして更地にして、管理できなかつたら利用者、希望する方にもう売り払ったらどうですか。町として、そうやってあちこち持たないで、スリム化したらいいと思うんですけどね、そこはもう担当課にお任せします。私がとやかく言うたら、ちょっと危ない話になりますので。

そして、多奈川の保育所については、防災的な施設に利用すると。それは大分前から心配していたんですわ。後の有効利用を何でしないのかなということですね。防災備蓄とか、いろんな防災関係で利用していただければ、新しくそういう施設を建てる必要がないので、やはりあるもので有効利用していただきたいとかように思いますので、また案がまとまったら報告していただきたいとかように思います。

あと、冒頭に言ったんですけれども、町有施設と言ったら小学校も入るわけですね。少子高齢化で小学校の空き教室が多く見られるし、そして新入学の生徒数も少ないのも、目の当たりに見ているわけですね。ということで、小学校の空き教室の問題をどうするのか。健全化に向けた対策をどうするのかという考えの中で、冒頭に言ったんですけれども、これ文科省が小中一貫の学校を制度化する方針を固めた。そういう報道をされているんですね。しかし、岬町は今、小学校が3校あるんですね。そやから、文科省がそういう方針を打ち出した。そしたら、地方はどうするんだと。やはり、少数で本当の温かい教育をするんやと言ったところで、上がそういう方針を打ち出したら、当然、自治体もそれに右に倣えをせざるを得ん状態なんですね。

今現在、小中一貫校で実施されているのは、同じ敷地の中に小学校、中学校があるのが全国で100校あります。そして、私がある研修で視察したところが、これはまた幼保、中高一貫校として、もう10年ほど前から教育実習を行っていますと。そういう自治体もあるわけですね。いろんな問題があるんですが、やっぱり学校とかPTAとか、保護者のいろんなパブリックコメントを実施して、検討した上、対処しなければ、国が言うから何でもかんでも小中一貫校やというわけにはいきませんので、教育というのは。それは私は尊敬しておりますので、ひとつ岬町はどのような方向性を持っているのか、まず小中一貫校についてはどういう考えを持っているのか、そうした空き教室についてはどういう展開を進めていくのか、その方向性が見えませんが、ひとつご答弁願いたいと思います。空き教室の部分について。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 小学校の統廃合につきましては、本町では地域の子どもは、その地域で育てるということを念頭に置いております。そのためにも各小学校の耐震化を推進しているところでございまして、統廃合の考え方は現在ございません。

あと1点、余裕教室の件でございますけれども、現在各校とも少人数の授業の取り組みをしております。また、地域安全センターの開設、多奈川小学校では保育所を併設しているところでございます。なお、子育て担当部局では、深日保育所を深日小学校に併設の検討を始めたと聞き及んでおりまして、教育委員会では教職員や保護者のご意見を聞きながら、有効活用をしまして

たいと考えております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 空き教室がふえているけれども、統廃合をする考えはございませんやけども。そうしたら、文科省がそういう小中一貫校の方針を打ち出したら、自治体としたらどうですか、統廃合をせんと現状のままいくという姿勢でおるのか、おらないのかという問題ですね。空き教室がどんどんこれからふえるし、そして高齢化がふえて、そして入校生が少ない。そしたら3校のままで財政的に岬町はやっていくという考えと理解してよろしいでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 補足答弁をさせていただきます。先ほど統廃合する気はないということは、今の現行の学校は、やはり地域力で互いに子どもを育てるという観点から、残していきたいということが1点であります。

それと、今おっしゃっている幼小幼保で行うところの、その一貫教育ということについては、これは国が示したガイドラインですので、それはそれとして、私どもとしては現在、空き教室が相当あいていますので、多奈川保育所のように空き教室、余裕教室と言うんですが、それをうまく活用して併設をして、今現在使っております。深日小学校についても、深日の保護者の皆さん方に、そういった多奈川同様の考え方を我々はお示しをし、保護者の意見も今現在聞いているところでございます。今差し当たって反対だというご意見はいただいておりませんが、いろいろと前向きな質問、またはそれに対する疑問点、そういったことの質問は受けて、私も2回ほど出席をしております。そういった中で、できれば深日小学校の存続を考えますと、そういった余裕教室を残しながら、耐震化のできた安心したところで保育行政、また幼稚園行政というものをやっていきたいと思っております。

先ほど、空き地の問題が出ておりましたけれども、今その深日の小学校の併設に当たって、保護者の方々のご意見の中で、深日地区はやはりどうしても公園が少ないと。そういったことで、パソコン等家の中に閉じこもっているという状況の中で、また多方面に自転車で行って交通事故に遭わないかとかいう、いろんな心配をしておられるという話も聞いておりますので、議会の皆さん方の同意が得られれば、将来のことですけれども、これはまだ内部では十分な調整もしてございませんが、できればもし保護者の皆さん方のご理解を得て、多奈川同様、併設となれば、そういった保育所については大きな公園として残していけたらなと、このように今考えておるところでございますので、ご理解賜りたくお願いいたします。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ちょっと時間ももう残り少ないということですが、まだあと大事なものが残っておりますので、町有地、町有施設の部分については、この程度でとどめます。

最後に、職員の人事評価について、まず考え方をお聞きしたいと思います。職員の意欲の喚起と能力開発を目指しての施策を考えているのかということですね。人事は大変難しい担当部署だと思いますけれども、毎年避けて通れない人事異動の発令をされているのは事実でございます。組織の問題に口を出すではありませんが、全く関係ないとは思いませんので、人事担当者にまずお聞きしますが、職員の人事評価をどのようにされているのか、まずお尋ねしたいと思います。現在どのような評価をされているのか。国としたら、その人事評価制度を実施しなさいという部分が決定しているんですけども。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 国の制度といたしましては、能力評価、業績評価、いわゆる目標管理を含めた人事評価を行うということにはなっておりますが、まだ地方公共団体につきましては、その制度までは至っておりません。その中で勤務評定を地方公務員法第4条に基づいて行っているところでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 この人事の質問は今回初めてでないわけです。過去に数回、人事の評価等についていろいろ質問をしております。長い年数、何ら進展がないように感じておりますので、今回、人事評価制度の必要性についてお尋ねしたわけです。なぜかといいますと、やはり人を評価して、人を異動させるとなれば、何が基本で、何が物差しやということが、私らには見えてこないわけですね。人事されている方は皆見えているかもわかりませんが、やはり最低限、この業績考課というんですか、功績度とか仕事の量とか、仕事の質とか。そして、能力考課、専門知識、技術、考える人との折衝ができるのか。そして、本人の態度の考課ですね。秩序を守れるのか、責任を持てるのか、協力する、進んで取り組むその能力があるのかとか。これは例として言うておきますよ。ということで、その部分について今後、そういうものを取り入れる考えがあるのかということと、現実として今、昇給試験制度をしているんですけども、その評価は何をもとに評価されているかという理由ですね。そして、昔から言うんですけども、もう歴代町長にも言ったんですが、昇給するのはところてんでやっているのかと。ところてんやったら、やはり同期が一緒に上がらなあかんやないかと。ところてんと違うのと違うかと。極端に言えば、きのうの部下はきょうの上司と、そんなんあり得んことないやろうと。そういう部分もあるし、そして当町は女性職員の管理職が少ない。何で少ないんかなと。これは失礼な話やけれども、能力がない

から少ないんか、それとも物差しがないから、管理職になられへんのか。これはおかしいですね。やはり、門戸は広く、誰でも公平に門戸を通れるようにすべき。そしたらどうするかいうと、評価制度をしないと公平な評価ができないと思うんです。ということで、どうですか。やる、実施されますか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。持ち時間が、あともう20秒しかございませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 岬町では勤務評定と係長級試験による職員の能力開発を実施しておりますが、公正かつ客観的な人事評価を人事施策の基礎とすることにより、年功序列にとらわれない、意欲向上につながる能力実績に基づく人事施策の徹底に努めてまいります。人事評価の結果、給料、任用、人材育成の各分野への活用を推進し、職員の意欲の向上と能力開発につながる新しい岬町版人事評価制度の制度設計を進めてまいります。

○奥野 学議長 持ち時間が終わったんですが。

○田島乾正議員 もう終わります。そういう制度を進めてまいりますというご答弁をいただきましたので、最後に私から、この人事評価制度を実施されるならば、当然、人事担当者は職員組合との調整、交渉をすべき課題も残されておりますので、ひとつ十分な労使交渉をされるよう、この場をかりて申し入れておきます。

以上で終わります。

○奥野 学議長 田島乾正君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご指名いただきました竹原伸晃です。奥野議長、ありがとうございます。

私、今回6月議会で、主に産業というところにおいて質問をさせていただこうと思います。話に入る前に、1つ聞いておいていただきたいことがございます。先般、小学生の方に、3年生でしたか、ここの岬町の庁舎をまち探検ということで、ぞろぞろと来ていただきました。現在、深日小学校と淡輪小学校の子どもたちが来ておまして、この議場についても見ていただいて、ここでどういう話がされているのかという質問もあつたりとかして、こういうところで町行政について、皆さんがよくなるようにという話をずっとしているよということを答弁させてもらって、みんなにメモして帰っていただきました。これからこの子どもたちも徐々に大きくなって、できたら岬町に残って、どんどんと税金を払ってもらえるように残っていただきたいというのが気持ちです。そのためにも今できることを一生懸命させていただいて、将来につけを残さないように、子どもたちが大きくなるように、世代をつないでいけるようにしていただきたいと思っております。

す。きょうの質問において、全般にわたりますけれども、将来につけを回さないようにというような観点がどうございますので、小学生が来たという話題を報告させていただきました。

まずは、観光についてでございます。

私、以前から観光について、岬町は観光資源がたくさんあるので、それをもう少し有効利用するために、町も専属の部署を設けて取り組まれてはどうかということを提案させていただいて、4月より観光交流課ですか、町長の英断によりつくっていただきました。また、時を同じくして、岬町の観光協会というところが発足し、発足式、総会にも出させていただきましたが、これからこの2つの組織に有効に働いていただいて、岬町の観光を盛り上げていっていただきたいなと思っている中、やはり基本の方針というんですか、そういうところをどのように活動するのかということも含めて、一度ご答弁いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 観光協会と行政の役割について、まずお答えさせていただきたいと思います。

最近におきます地方の観光行政というのは、ご承知のように本格的な人口減少社会の到来と、急激な高齢化が進んでおります。どの市町村でも交流人口を広げて、地域を活性化させるということが重要なテーマとなってきております。町のほうでは、地域の魅力を高めるため、今年度は道の駅の整備、深日港の活性化、シティプロモーション、交流人口の拡大の4つの重点的な取り組みを進めております。そして、これらの取り組みをマスコットキャラクターの、みさっきーとみさきーちよと一緒に、広くPRして、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。ちなみにキャラクターグッズですけれども、今年度はこれまでの缶バッジとミニハンカチにポロシャツをつけ加えることになっております。キャラクター自身の認知度もさらに向上するように努めていきたいと考えております。

さらに、本町では、広域の考え方ですけれども、堺市以南の9市4町で昨年成立しました泉州観光プロモーション推進協議会の事業に積極的に参加して、泉州のブランド力を高め、外国人観光客をこちらのほうに流入させる取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。これが観光行政の概要となりますが、今年度は別途、内部の、先ほど言いましたように組織体制の強化を図るため、観光交流課を設置いたしました。これまでの取り組みの実現のためには、この観光交流課と町内の各関連する機関が機能的に連携する必要があると考えております。特に、先ほど言いました岬町観光協会は、この3月末に発足したばかりですが、本町の観光振興の一翼を担っていただけると大いに期待しているところでございます。今後は、速やかに体制を整え、具体的な活動を展開されるよう支援していきたいと考えております。こうしたことで地域住民や事業者の

皆さんが、訪れた人におもてなしの心で接して、生き生きと暮らせ、地域がにぎわえるような、第4次総合計画に掲げました「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」の実現に向け、進んでまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 部長から観光交流課と観光協会のことについて答弁いただきました。私、観光協会の設立総会というのも見させていただいたんですけども、実際観光協会というところでメンバーを見させていただくと、かなり発言力のある方がいっぱい在籍されているなというふうには見受けられるんですけど、この観光協会のメンバーで何かの事業をしよう、実働部隊はどうかと言われたら、実働部隊ではないのではないかと感じております。やはり、観光に関していろいろなイベントを行ったり、PRを行うに当たって、重鎮の方だけではなく、広く会員というんですか、協力してくれる方をもっと多く募集して、かつ女性の視線で見ただけのような、女性スタッフというのもいっぱい募集しまして、観光協会というのを盛り上げていただきたいなど、このように思っております。これからの組織でございますので、どんどん進めていただいているところを、また横から見させていただいたり、参加、協力をさせてもらおうとは思っておりますけれども、その点、十分スピード感を持ってしていただければと思います。

続きまして、観光の2つ目なのですが、やはり気になっているのが道の駅みさきでございます。タウン・ミーティングでも、この計画についてどんどんと発信されておられました。道の駅、どうせやるならいいものをしていただきたい、このように思っておるんですけども、もう道の駅ができると、できますよというのを聞いてから、一般質問でも事あるたびに早く事業者を選定して、早く駅長さんを募集して、その事業者なり駅長さんと共同で物を建てることを早くしてほしいと常に言っているのですが、まだ現在、事業者も駅長も決まっていないと聞いておりますが、こういう予定というのはどのような計画を持ってしておるのか、一度答弁をお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道の駅の今年度の予定と運営者の選定ということでご質問をいただきましたので、まず進捗状況でございますけれども、議会ごとに道の駅の進捗については説明させていただいておりますが、今年度は昨年度、用地買収ということで計画しておりましたけれども、国の計画のほうが、ご承知のように雨で法面が崩れました、そのことのために測量等がおくれたので、国の計画自身が一部おくれたしております。それに伴いまして、我々の計画もおくれたという状況でございます。今年度は、この事業用地対象者の用地買収を行う予定で進めております。先ほど言いましたように、一体型で行うところでございます。この補修を大阪国道事務所という

ころが、管理部隊が工事を行う予定となっております。これがこの秋に着手すると聞いております。先ほど言いましたように、このことに伴いまして測量等がおくれて、現在、全体的には少しおけている状況でございます。この改修工事の状況によりましては、後々の工程がおくれる可能性がございますので、我々としては、国土交通省には、この法面の改修とは別の、できるところからかかっていたきたいと。そういうことで、おくれのないようにしていただきたいという申し入れをしております。造成工事が終わり次第、地域振興施設の建設に入っていきたいと考えております。

それと、運営者の選定でございますけれども、まず運営者につきましては指定管理を予定しております。この管理条例を定める必要がございます。これは9月に上程する予定としております。これが可決いただけますと、候補の段取りもありますけれども、11月ごろから募集して、順次選定して、決定していきたいと考えております。というのは、今言いますのは、9月に上程いただいても、広報のみさきだよりとか、そういう期間がございますので、やはり11月ごろからスタートするという予定となっております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほどの関連の再質問なんですけれども、町の考えとしては指定管理を出すための準備をしているという考えの中で、事業者というのは町内の団体なり業者なりを予定しているのか、もう全国的に呼びかけるのか、そういうのは決めておられますでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 この指定管理施設の募集につきましては、広く範囲を広げて、しっかりとした運営者を求めたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 道の駅の造成が後におりてるという話なんですけど、この指定管理のほうが大体のスケジュールが決まったということで、こちらはもう随時進めていただいて、やはり管理者と一体となって建物を建てていただくといったことを、基本に進めていただければと思います。この道の駅には、私自身もかなり期待はしております。先ほどのタウン・ミーティングにおいても、ここで収益事業を行って、その売り上げの中から町のほうへ何%か入れていただくという計画ですということも聞いておりますので、できるだけぎやかな道の駅になっていただくよう、計画に関して一生懸命汗をかいていただければと思います。

続いて産業についてということで、やはりこれも自分自身、3月の会派質問でもさせていただいておるのですが、耕作放棄地、言うたら休耕田に関して、会派質問のときでも随時取り組みま

すといった中で、いろいろな方法を言われていたと思うんですけども、この点、耕作放棄地に対する手段というところを、もう一度お聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 耕作放棄地に対する手段ということでお答えさせていただきます。耕作放棄地、また休耕地につきましては、農業委員会のほうでこの4月に農地台帳に掲載している農業従事者454件につきまして、農地利用に関する意向調査を行いました。この意向調査の趣旨は、休耕地を有している所有者の方が、他の方に耕作地を貸して耕していただくと、そういうことがあるかという調査をしたものでございます。結果といたしましては、半数近くの274件の回答がございました。そのうち59件の方が、条件が合えば貸してもいいよと、そういう回答をいただきました。その調査結果を受けまして、今後、農業委員会に諮りまして、具体的に計画を立てて、休耕地解消に向けて次の段階に進んでいきたいと考えています。ちなみに、最新のこの25年11月現在では、農地面積は21.57ヘクタールで、そのうち遊休農地の面積は約5ヘクタールでございます。割合にいたしますと23.46%でございます。

この耕作地と町のかかわりでございますけれども、今年度は農林水産省のほうから、農地中間管理機構を創設し、遊休農地対策の強化を図ろうとしております。農地中間管理機構とは、農地所有者から休耕地等を借り受け、農地を借りたいという方に賃借権の設定を行い、農地をあっせんする機構でございます。この農地中間管理機構は、各市町村が農地所有者から借り受け、手続をするのではなく、各都道府県、大阪府ですね、が窓口となります。現在、当町の在住の方で、NPO法人の方から、この制度を活用したいという申し出がございました。岬町と大阪府のみどり公社、NPO法人の三者が貸し付け協定を結ぶことによりまして、農地を所有していない者にも貸し付ける制度がございます。この制度の利用は、町にとっては遊休農地対策の解消につながると考えていますので、現在、大阪府と連携をもって実現に向けて進めております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 遊休地の広さをデータとして出していただきましたが、耕作地の23%ですか、結構な広さです。昔の人は一生懸命開墾して、なりわいとして畑、田んぼをしていたところを、今、草むらになっているというのは、とてももったいない話でございます。そこをもっと有効活用できるように、町行政もいろいろ汗をかいていただいて、休耕地解消に向けて取り組んでいただければと思います。

そこで、1つ農業振興地域と言うんですか、岬町はどこも指定されていない地域がございます。農振地域と言われるんですか、各市町村によってはそういう地域を定めて、国の助成金なりどん

どんと活用しているという話をよく聞きます。近隣では泉佐野市、田尻町、岸和田市、貝塚市とあるらしいんですけども、岬町もそういうような考えはないのでしょうかということを1つ、質問させていただこうと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 農振地域の指定ということでございます。現在、岬町には農振地域の場所はありません。例えば、農振地域の指定があるのは、いろんな補助金をもらう施策はございます。しかしながら、例えば岬町内に農振地域の指定を受けようとしますと、要件的には集団的な農地でないとあかんと。おおむね10ヘクタール以上が必要であり、向こう10年間の農地利用を考慮した、そういう計画を制定する必要がございます。その計画は一旦立てますと、農地用地として利用するという事に限定しますので、農業に発展するための施策とはいろいろ請負ができますけれども、そのために反対に土地利用の制限が農地法上厳しくかかります。農地を転用して、例えば家を建てるとか、そういうことができない状況になりますので、あと資材置き場にもできない、そういうこともございますので、我々も問い合わせたことがあるんですけども、なかなか所有者の方の理解を得られないという状況がございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 部長のほうも農振地域についてご理解いただいているということで、いつの話かはわかりませんが、取り組んでいただいたという経緯もあるとお聞きしましたが、今現在、どんどんと休耕地がふえている中で、これからその人たちの考え方も変わっていくかもわかりませんので、事があつたら、そういう機会がありましたら、農振地域というのをもう一度考え直してもらわれへんかということ、どこかで提案していただきたいなと思っております。

それと、質問通告書を見てたんですけども、多少前後しましたけども、岬町発の名産物をつくる考えはないかということ、順番は逆になりましたけども、先ほどの話で休耕地がたくさんあるといった中で、この畑を使って何か名産物ができないのかなということも、1つ。私自身も商工会等々で、そういう取り組みをしていることもありますけども、やっぱり行政としても観光客に、岬町の特産品のお土産を買っていただくといった面もございまして、行政のほうも声を上げて取り組んでいただきたいなという気持ちがございますので、その点について、名産物をつくるのにどのような方法があるのかなということで、答弁いただければと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 岬町の名産物をつくるというテーマでございまして。まちの特産物のブランド力を高めて内外に発信していくということは、観光行政にとって非常に重要なことと考えており

ます。そして、もとより本町には、皆さんご存じのようにシラス、イズミダコ、ワカメ、新鮮な魚といった海産物や、ふるさと納税ということでお土産の品に出しているんですけども、イカナゴのくぎ煮、シイタケ、和菓子「月化粧」ですね。それとかワカメクッキーというのがございます。また、祭りの押し寿司など、その他にもまちの風土や気候などにより、とれる名産物や特産品がたくさんあり、これまでも観光ガイドブック、またホームページでPRをしてまいりました。しかしながら、地方生産者の人たちは、自身の高齢化や後継者の不足などの悩みを抱える者も少なくございません。生産量の安定確保などの課題が出ているというのも事実でございます。また、商工会の取り組みとしては、古代米の調査研究が進められ、最近では古代米のうどんが商品化されたということも聞いております。

そのような中、岬町といたしましても調査研究活動が活発に行われるように仕組みをつくっていきたくと考えております。先ほど、道の駅の品物についても、地域の農産物、海産物の直売場、またお土産コーナーの設置、レストランをつくるなどの予定でございます。集客率を高めるためにも、名産物品は大変欠かせないものだと考えております。本年度は、和歌山大学の教授に依頼しまして、道の駅の開設に当たり、農水産物などの主要販売品目及び供給キャパシティーに関する基礎調査を予定しております。また、先ほど指摘のありましたように、別の項目で新商品開発の可能性に関する調べも依頼しており、農産物、海産物及びその加工品などの新産物などへの取り組み意向調査をする予定となっております。このような基礎的な調査から始めて、岬町でない唯一のものをつくっていきたくと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 部長から、岬町独自のものをつくっていきたくと力強い声を聞きまして、また専門家にも入っていただく予定と聞きましたので、どんどんと進めていっていただきたいと思えます。

先ほども古代米のうどんということの話がありましたけれども、古代米のうどんと言って、イベントで売られているのかなと理解しておりますが、これを商品化するなりすることによって、岬町のPRになるのではないかとということも思うんですけども、それを行っている商工会さんの話が出てきましたので、ひとつ商工会の話をさせていただこうと思えます。

先ほどの田島議員の一般質問のときには、社協との連携の話が出ておりました。私が考えるには、やはり商工会と行政ともう少し連携を持たれたらいいのではないかなと、このように思っています。商工会、いろいろなイベントで手伝いをしてくれたりとかはしていますが、商工会事業というのについて、町行政はよく知っておられるのかなということが、ひとつ心配です。商工会

と言いますと、地元で商売をしている方たちが、決算や融資並びに雇用の関係で一生懸命事務作業なりをしていただいているんですけども、商工会も会員が減ってきて、運営自体がしんどくなっているという話も聞きますけれども、商工会と行政の連携が現在うまくいっているのかどうかということも心配ですし、これからどういうふうを考えておられるのか、大きな方針がわかるようでしたら、答弁をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 商工会と行政の連携がうまいこといっているのかということですが、岬町観光協会の中にも、この商工会さんは団体として所属していただいております。確かに会員数が減少していると聞いておりますが、我々のイベントのたびにいろんな動員をしていただいているのは実情でございます。現在、当町で行われている商工会がかかわっている産業振興、観光ですね、主なイベントといたしましては、この6月に開催される岬町主催の深日港活性化を目的とした淡路島への航路復活を目指した、深日港いきいきフェア、また8月には淡輪海水浴場で開催されるマリンフェスティバル、このときには商工会さんとしては、まちおこしをして、スイカ割りなどのイベントをしていただく予定となっております。また、10月には岬町全体の活性化を目指した商工会と深日の漁業組合主催による、深日漁港ふれあいフェスタ、これの計画がございます。その他の部署でも商工会さんは本町の活性化に寄与していただいていると思っております。また、年度末の忙しいさなか、この3月に開催されました、いきいきパークみさきオープンイベント、これにも出店をいただき協力いただいております。このように岬町商工会は、地域の振興に貢献していただき、本町にとっては欠かすことのできないパートナーと、今後、手を携え、町の活性化に取り組んでいこうと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁の中で、商工会とは今後も欠かすことのできないパートナーということですので、やはり商工会にも商工会の悩みというのがあると聞いておりまして、その辺の連携をもう少し深めてもいいんじゃないかなと思っております。聞けば聞くほど、いろいろ問題もあると思っておりますので、どこからどこまで聞けるのかわかりませんが、やはり対話を進めていただいて、これからの商工業の育成について、ビジョンを持って取り組んでいただければと、もう共同で作業をしていただければ何よりだと思っております。商工会については以上にいたします。

続きまして、道路について幾つか質問をさせていただきます。大きく2つありまして、1つは第二阪和国道についてでございます。過日のタウン・ミーティングの報告では、少し工事が後になっていると報告を受けております。平成27年の当初は国体に間に合うように全線開通したい

といった中、計画を進めておられたと思いますけれども、どうも平成27年度中ということは、平成28年の3月までということになっておるのか。タウン・ミーティングで聞いたところではございますが、議会でも一度、どのように進捗がなっておるのか、第二阪和国道の計画について答弁いただければと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、議会の皆様には、第二阪和国道の早期延伸につきまして、日ごろよりご理解、ご協力を賜っていることについてお礼申し上げます。さて、開通の時期の質問でございますが、タウン・ミーティングでも少し触れておりますように、平成23年3月26日には、暫定2車線で淡輪ランプまでが供用されております。残りは淡輪ランプから和歌山市の大谷まで7キロ。岬町の供用区間というのは7キロございます。この7キロにつきましては、96%の用地取得ができております。現在、工事は順次、皆さんご存じのように、淡輪ランプから何カ所も進入路をつくって、一斉に工事を始めております。その中で、事業者から聞いているのは、当初27年度中という言葉聞いておりました。しかし、ご承知のように和歌山国体が平成27年秋にございますので、和歌山市、岬町が協力しまして、陳情活動に努めているところでございます。我々としても、国に陳情することで、一刻も早い全線供用に向けて進めると考えておりますので、また議会の皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まだ時期は決定してないけどもという話でしたので、議会としても早期に実現できるように、一生懸命応援したいなと思っております。それに伴って、同時にできると聞いております道の駅に関しても、同じく早急にできますように、私たちの活動も進めていきたいと思っております。第二阪和については、やっぱり命の道ということで、あるのとないのとは大違いということでございます。その点、一生懸命していただければと思います。

続きまして道路の2つ目でございます。通告書では淡輪ランプから番川線の必要性を再度確認するとさせてもらっています。いろいろな資料を見ておきますと、その道路の名前は（仮称）町道海岸連絡線と書かれております。3月の総合計画の資料におきまして、ある程度、予算の概要というのが出てきております。見ますと、当初予算に計上されております、可決はさせていただいたんですけども、工事測量設計業務委託料ということで2,000万円、もう執行されているのかなと思いつつ、平成27年、平成28年度想定ということで、これは8億8,300万円ですか、そういうような金額が出ております。道路としては淡輪の海側の人たちが使うに当たっ

ては、物すごく便利になるのかな。あればあるにこしたことはないと思うのですが、費用がこれほどにもかかるということで、この費用は町道ということですので、町が全て負担しなければならぬといったことでありましようけども、借金をしてこの道路をつくるというのに当たって、どうも私自身、少し解せないところがあるんです。あれば便利というのはわかるんですけども、この計画が早急過ぎるのではないかと考えております。ここに資料として載っている限りは、もう計画は進めていくという中で、この海岸連絡線の必要性というのを、一度答弁をいただければと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 海岸連絡線の必要性について、ご説明をさせていただきます。まず、整備計画には、総合計画の中で番川線からずっとランプ付近までつなぐという計画がございました。今回予定しておりますのは、畑山線から国道のほうにつなぐという、そういう計画で提案させていただいております。東西を結ぶ道路というのは、番川線と第二阪和国道、将来できます、現在の26号線というのがございますけれども、縦に南北に結ぶ生活の幹線ネットワークとしての道路、また災害時には地区内の迅速な救急車や緊急車両の進入など、地区防災性の向上も図られるということで計画をさせていただきました。現在、畑山線の中も一部改良工事ということで拡幅させていただきましたけれども、やはりタウン・ミーティングの中でも、なかなか走りづらいと。避難するにも苦勞するというようなこともございましたので、ぜひとも南北の連絡道をつくってきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そうしたら、以前にもどこかの委員会で答弁していただいたと思いますけれども、交通量に関して質問させていただこうと思います。計画を立てるに当たって、おおよそこういうような台数が通るであろうと見込まれているとは計算済みだとは思いますが、その点、答弁いただければと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 この海岸連絡線の交通量の予測につきましては、既存の府道淡輪停車場線の交通量の約半分程度が、この海岸連絡道に移るものということで計画しております。府道の淡輪停車場線の平成22年度センサス交通量が5,904台、1日当たりというデータがございます。その中で、今後、第二阪和国道が開通しますと、いろんな周辺の交通形態が変わります。また、多分、信号処理も変わりますので、約半分程度がこの連絡線を利用するのではないかと。反対に今言いました停車場線からの分もありますし、番川から西側の分の方が連絡線をそのまま利用す

るのではないかと、そのような計画をしております。

第二阪和国道が供用開始いたしますと、旧の26号線ということで、その交通量のセンサス、平成42年度推定交通量ということで、これは第二阪和国道が完成4車線の場合の資料でございますけれども、これが国によって発表されております。第二阪和国道の通過車両は1日約2万7,400台でありまして、旧の26号線は4,500台程度を見込んでおります。こういうふういろいろな信号処理によって変わってきますので、非常に予測というのは難しいんですけれども、現在、畑山線を通っている車両の半分程度が、この道を使うのではないかと予想しております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 どうしても今の答弁で、予測というところにおいて、もう少し精度が欠けているのではないかなということ指摘させていただきたいと思います。先ほどから町道の利用数が現在5,904台あると。現在、平成22年度という時点ですか、今も変わらないかなとは思いつつ、しかしながら第二阪和国道が供用開始となったときには、メインである今の国道、今度の府道になるんですか、今の国道のところは4,500台、これは平成42年の推計と今おっしゃっていましたが、ようけ変わらないんじゃないかなと。5,000台近くが府道を通って、淡輪の中の駅前の道が5,900台も通るかと言われたら、決してそうではないかなと思います。今現在の淡輪ランプ、みさき公園の駅前の渋滞があるから、その畑山線と言うんですか、町民体育館の道を迂回して通る車がたくさんいて、5,900台になっているのではないかと自分は思っているんです。というか、自分自身も国道が込んでるので、中の道を通って帰ろうというふうに使っておりますので、新しい第二阪和国道が開通した後、畑山線にどれだけの台数が通られるのか。そこをきちっと精査して、全く渋滞のない道でしたら、それこそ海岸連絡線の必要性というのが、実際、必要か必要でないか、8億円も9億円もかけてつくらなければならないものかといった話、もう少しみさき公園の出てくる信号を、あそこをうまく整備して、南海電鉄の会社との土地のやりとりをして、もう少しうまく出られるようにしたら、まだまだ交通のはけ口もよくなって、海岸連絡道が要らなくなるのではないかなと思っておりますが、その点、どうですやろ。必要性について、町長は旗を振って、ずっと必要性を述べておられますけれども、一度ご自身のお考えを述べてもらえないでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 当初予算の枠組みのときに、竹原議員さんから、今言ったような質問をいただければ、もっと詳しく説明できたかなと思いますが、時間の制限がありますので、かいつまんでお話しさせていただきますが、決して車の渋滞があるから、この道路を何億も出してつくるのでは

ないのです。あくまでこれは、竹原議員さんは岬町で生まれ育ったのでよくご存じかと思いますが、現在、大きく道路が車で通れるところは両端しかないのですね、入り口と出口しかない。あとはもう線路を渡らなきゃ通れない。まして軽自動車がやっと通れる状況です。結局、日常生活で災害が起きる、また救急、火災が起きる、そういったときにどうして1本、本線から通していく道がないのかということから、これはもう当初から総合計画で位置づけしてやってきました。今、7億、8億ですが、当時は20億からかかるという計画がずっとあったのです。それが頓挫して頓挫して、そのときの状況、財政がそのときにどうだったかというのは存じ上げませんけれども、毎年、計画があったわけでありまして。その実現に向けてやるには、まず淡輪の沿岸地域は海拔が低い。そんな中で、もし地震が起きて津波が起きた場合に、どうやって避難するのか。両端も逃げる場がないということで、やっぱり真ん中を1個抜いておく必要があるということ、まず予算化のときに説明をさせていただいたと私は思います。

ですから、先ほど議員がおっしゃる、海側の人だけが使うのではなくて、淡輪地域の方以外にもありますけれども、地域の方が日常生活において、防災、減災のために、この道路はどうしても必要だということから、この計画を立て、議会のほうにも説明させていただいて、予算化をいただいたと理解をしていただきたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長の気持ちはよくわかりました。防災の面と言われたら、そうかもわかりません。防災についても、自分自身、一生懸命取り組んでいるところもございます。しかしながら、必要なところに必要なものをというところの観点からしますと、この道路というのをつくることによって借金が生まれ、それを誰が返していくのかという面から考えますと、いかに少し性急ではないかと考えるところであります。冒頭で申し上げたように、小学生たちが来て、これからも住んでもらいたいという中で、これからずっと借金を背負わせた中で住民になっていただくよりも、もっと例えば関西電力さんがもう一度稼働して、町財政が潤ってから検討されてもいいのではないかと。もしくは、企業誘致が成功して、財政的にある程度余裕が出てきたなというようになってから、されたらいいのではないかと考えます。実際、行財政改革委員会の中でもあったと思いますが、起債についてはどのような返還方法で考えられておったのか、誰か答弁をいただけませんかやろか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんは、借金を子々孫々に残してまで、この道路をやる必要はないのではないかとおっしゃっています。それで今、起債をどういう償還方法にするのかということについて

は、数字はきちっと出ていますのでまとめていきますけれど、災害はいつやってくるかわからない。きょう、こうやっているうちに、後で起きるかわからない。その予測の立たない中で、我々はそういった想定も考えた中で、やはり今回の道路整備は線路の上を高架するわけですから、絶対安全性から言っても問題のない、いわばそういった住民のための交通アクセスとして、日常生活に支障を来さないように、また防災減災の面でやるわけですから、決して私は無駄な道路ではないと。これは私、4年前からでも、この事業は実施すべきだったと、このように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 時間も少なくなっておるので、かいつまんでいきたいと思っております。岬町のホームページを見ておりますと、将来の推計人口というところが出ておりました。現在、町の人口が1万7,000人を切って1万6,930数名になっている中、2020年の総数で1万5,404人、2030年で1万3,098人、2040年で1万872人になるのではないかと、国立社会保障人口問題研究所というところの資料が岬町のホームページに載っておりました。その中で、働き手の人口というんですか、20歳から65歳の税金を納めてくれる世代というものもあわせて出ておまして、2020年で約7,500人、2030年で約6,400人、2040年になるとおよそ4,900人というところの人口になってきます。人口が減ってくるのは、もう仕方のない話なんですけれども、それに見合った事業をしていただきたいなというところがございます。道路をつけなければ命を守れないというのも、1つの考え方かも知りませんが、現在、防潮堤もかさ上げしておりますし、かつそういうところに土砂を盛って、避難地とするという考え方もあるかも知りませんが、道路だけが全てではないんじゃないかなと、このように思っております。

そういう考え方も十分ありなんですけれども、この中で1つ心配事もございます。道路を計画されている計画道路の中に、やはり古墳の横を通っていくということで、史跡とかも出てくるんじゃないかと思っておるんですが、この計画されている8億、9億の中に、史跡調査の費用というのは含まれているのかいないのか、それをひとつ答弁いただきたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 今年度の設計につきましては、線形の計画、また用地を取得する地籍の測量、地形測量等がございます。今ご指摘の、古墳の割と近くを通るということで、教育委員会のほうでそのあたりは調査していただき、大規模なものが出たということになりますと、また再度検討していきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 住宅を建てるとかでしたら、時間はかかりますけれども、費用なり教育委員会、岬町が持って史跡調査なりをしようと思うんですが、やはり掘ったら何かが出てこないというほうがおかしいと自分は思っています。よって、道路建設に関しては、時間はかかるのではないかと、費用もかかるのではないかと考えております。その辺も含めて、もう少し慎重な予定を立てていただきたい。建設に当たって、防災の面ではいいとは思いますが、実際費用の面、必要性の件、もう少し慎重に立てていただきたいと思います。将来の人口も踏まえて、そういうことを現在2,000万円の予算を通してしまっただけではあるのですが、これは無駄なものではないとも思っておりますし、これから財政の状況を見きわめて、確かに第4次計画の中に、ちょうど岬海岸連絡線については、今後の財政状況を見きわめながら事業を進めていく必要がありますので、このような財政状況の中で、実際にどうかということ強く申し上げておきたいと思っております。

これにて私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。再開は1時15分からといたします。

(午後 0時07分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に続きまして、一般質問を行います。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告に従って一問一答方式でさせていただきます。

最初に雨水対策、雨水利用推進法成立を踏まえ、岬町としての取り組みについてお尋ねいたします。

雨水利用推進法は、雨水を貴重な資源として有効利用することを促し、近年の気候変動による集中豪雨の頻発を踏まえて、下水道や河川の洪水を抑えることを目指すとなっております。また、

渇水時の水確保、防災、防火、水道料金の節約など、多くの波及効果も期待されております。この法律では、雨水を貯留する施設を家庭や事業所、公共施設に設置することを通じて、トイレの洗浄水や散水などに有効利用すると規定、国や独立法人などが建築物を整備する場合は、雨水利用施設の設置目標を定めると明記されております。また、国は雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に、地方自治体を実施する助成制度に対し財政支援を行うともされております。こうした情報をキャッチされた住民さんから、助成制度はないのかとの問い合わせがあります。家庭菜園やガーデニングの水やりで水道料金がかさむ。助成制度があれば貯留タンクが設置できるのとの声があります。雨水も大事な資源と認識し、資源の有効利用は非常に大事と思います。雨水利用推進法成立を踏まえて、当町の取り組みについてお尋ねいたします。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 雨水利用推進法の成立を踏まえて、岬町の取り組みについて説明させていただきます。

この雨水利用推進法につきましては、本年の3月27日、衆議院議員の本会議において可決成立し、5月1日に施行されたものでございます。この法律の目的は、先ほど川端議員からもありましたように、近年の気候の変動等に伴いまして、水資源の循環適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえまして、その一環として雨水を利用、この果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定、その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することとございます。

この法律の雨水の利用といいますのは、雨水を一時的に貯留して、その施設に貯留した雨水を水洗便所用水、また先ほど言いましたように散水用水、その他の利用を目的とするものでございます。現在、我々が知り得ている内容といたしましては、家屋の屋根に降った雨を雨といを利用して、雨水を貯留タンクにためて家庭菜園や庭の散水に利用し、また水道料金を節約するとか、また単独浄化槽ですね、不要になった場合には、そこに水をためてポンプでくみ上げて水をまくと。そのような事例を我々も聞き及んでいます。このような家庭での雨水の利用施設整備などに活用できる制度であるか、まだ現在のところ法律が施行されたばかりで、詳細がわからない状況になっています。

この法律では、雨の利用の推進に関する総合的な施策の策定及び実施することを国の責務とし、国は基本方針の策定並びにみずからの雨水の利用のための施設の設計に関する目標を定めるもの

としており、地方公共団体への財政上の援助を努力義務としたものでございます。一方、都道府県、市町村におきましては、基本方針の策定並びに雨水の利用のための施設の設置目標、施設整備の助成についての努力義務が課せられております。このような状況におきまして、本町といたしましても、今後の国及び大阪府の基本方針等の策定内容や、大阪府の指導内容を見定めたいと考えております。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今、答弁を聞いていましたら、まだまだ法律が制定されて施行されたばかりで、これからのものと思います。また、しっかりと情報を収集していただいて、当町として取り入れられるところは、どんどん取り入れていただいて、できるだけまた住民の皆さんの要望に応えられるように、こうした助成制度も設置できるように努力していただきたいと思いますので、要望ということにしておきます。

次に、高齢者施策、連帯保証サービスの提供についてですが、高齢者、特に単身世帯の方から、日常的にはいろんなご相談を受けます。できる限り住みなれた地域で、日々安心して暮らせるようにと願い、ニーズに合った施策の実現を思う日々であります。先日、神戸市がことし10月から高齢者らが民間賃貸住宅へ入居する際の連帯保証サービスなどを盛り込んだ入居支援制度を開始するとの記事を見ました。制度は有料で、1、連帯保証、2、残存家財の片づけ、3、安否確認の3つのサービスから成るそうではありますが、神戸市では単身世帯の高齢者らが民間賃貸住宅へ入居を希望しても、連帯保証人がいないなどの理由で断られるケースがふえているという実態をつかみ、この制度を創設したそうであります。また、一応は単身高齢者が主体だが、夫婦や家族での利用も可能、外国人や障がい者の利用も想定されているそうです。当町も高齢化対策として、こうした新たな施策を考えるということも大事と思いますが、当町の見解をお尋ねします。

また、以前に入院時には保証人を求められれば、身近に頼める人がいない、行政として何か対応してもらえないのかとの相談を受けたことがあります。入院時保証人についても、サービス提供ができないかお尋ねします。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 連帯保証の件につきまして、まず私のほうから答えさせていただきます。

・・・民間の賃貸住宅の入居時には連帯保証サービスの提供がございまして。この連帯保証とは、保証の一種で、保証人が主たる債務者と連携して、連帯して債務を負担するもので、普通の保証と違って、主たる債務者が債務不履行とならなくとも保証の履行を請求できるものでございまして。民間賃貸住宅の入居に当たり、連帯保証を確保することが原則と考えなければなりません、そ

の連帯人に迷惑をかけたくないとか、お金で何とかしたいという方は、民間会社において連帯保証代行サービスが行われております。この仕組みについて、まず説明させていただきます。

申込者からサービス代金を支払ってもらい、その代金によって連帯保証人がいなくても住宅を借りることができる仕組みとなっております。住宅を借りる人が家賃を払えなくなったときでも、家主は連帯保証人会社から支払ってもらうことができますので、必ず家賃の回収ができるという仕組みでございます。この住宅を借りている人は、家賃を払わなくてもよいということではなくて、最終的には連帯保証人会社へ支払うべき家賃を支払う必要がございます。連帯保証人会社の利用にかかる経費は、費用として利用する会社によって異なるようですが、一般的には初回契約時に家賃の50%、最低保証料は3万円、1年につき1万円、契約更新時に支払いが必要となるものでございます。本町におきましては、現在、連帯保証人サービスの公的な機関での実施事例が先ほど神戸のほうであると言われておりますが、事例がございません。我々としては、民間の会社におけるこの連帯保証人代行サービスの活用をお願いしたいと考えております。

なお、神戸すまいまちづくり公社において、先ほどのようなサービスを神戸市が間に入って仲立ちをするという業務でございますけれども、我々もこの制度について研究してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 入院時における連帯保証サービスについて、ご答弁させていただきます。

病院に入院する場合におきましては、多くが保証人等を必要とすることが多いのは現状でございます。ただし、ひとり暮らしや身寄りが無い等により、保証人等がない場合は、医療機関ごとに個別に相談に応じておりまして、一律に入院できないということはありません。本町では保証人等がない場合は、民間サービスの紹介や成年後見制度の利用手続きの支援などにつなげることにいたしております。

本町においては、これまで身元保証人等がないというようなご相談で窓口に見えられたという方はおられないと聞いておりますが、今後このような事例や相談がふえてくると考えられますことから、市民後見人の育成や普及等に取り組んでまいりたいと考えております。また、相談等があった場合にあっては、個別に個々の状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 先ほどの民間賃貸住宅入居時のこの保証サービスについて、また神戸市の事例を研究していくと答弁されていたと思いますけれども、現実にはそういった連帯保証人会社を使ったらいいというようなものの、やっぱり一般の人というか、特に高齢の人だったら、一体そうい

う会社があったとしても、こんなん言ったらあれやけども、詐欺まがいとか、だまされたりするという事例もあるかと思しますので、この辺は、やっぱり行政としてはそういうことがないようにサポートしてあげるといのが、行政の役割かと思しますので、また神戸市がどのようにされているのかとか、そういうところも研究していただいて、こういうところで高齢の方が不安を抱えなくてすむように、またしてあげてほしいと思しますので、それは要望ということにしておきます。

あと、入院時の保証人のことについて、個別に相談を受ける、今までにはそういった相談事はなかったと言われてました。どこに相談に行ったらいいのかわからないということもあると思うんです。現実には私のもとに、そういう相談があったということは、そういう悩みを抱えている、今現在はまだ入院しなくてもいいけれども、ちょっと体が悪くて、例えば病院に行ったときに、入院でもというようなことをお医者さんに言われたときには、悩んでしまうとかという方はいらっしやると思しますので、その辺はやっぱり皆さんに、こういうときにはこういうというような、いろんな形で岬だより等でも周知はしてくれているんだけど、さらにやっぱり皆さんがわかりやすいような、どこに相談に行ったらいいんだなって、わかりやすいような、何か周知について考えていただけないかなと思うんですが。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 今現在、本町では、各関係機関と連携をしまして、福祉何でも相談というのを行っております。福祉何でも相談につきましては、一定、いきいきサロンであるとか、そういうところに出向いて相談を行っているというところでございます。こういう相談機能を活用しまして、積極的に周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 なかなかそういう悩みを持っている人は、出かけるのが余り好きでないというか、出かける方は案外、そこでお友だちもできて、そういうことがないのかなとも思います。だから、よく市民の中ででもお困りの方はご相談くださいというのを見るんですけども、そういう方は見ていないのか、どんなんかわからないけれども、できるだけやっぱり本当にいろんな形で手厚くしていただきたいなと思しますので、よろしくをお願いします。

次に、胃がんを早期発見で、胃がんリスク検診の導入についてですが、胃がんリスク検診は問診と血液採取だけで行われるため、バリウムを使う従来のX線検査に比べて身体的負担が少なく、採取された血液は胃がんの最大の原因とされるピロリ菌の有無や、胃がんの前ぶれとなる胃粘膜の萎縮度が調べられ、胃がん発症のリスクを判定するものです。昨年6月議会でも質問させてい

ただいたのですが、国の動向を注視するとともに、先進自治体の情報も収集しながら、研究、検討したいと考えているとの答弁でした。現実にはこの胃がんリスク検診を導入し、早期発見に備える自治体がふえてきております。胃がんの予防、早期発見治療は、医療費削減の観点からも非常に大事なことであります。当町としても、胃がんリスク検診を早期に導入すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 本町での胃がん検診につきましては、国が示したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに基づいて、問診とバリウムを飲んでいただき、X線で胃を透視する胃部X線検査で実施をいたしております。議員ご指摘の胃がんリスク検診は、これまでの研究で胃がんの原因となることが明らかになってきたピロリ菌の感染の有無を調べるヘリコバクターピロリ抗体検査と、胃粘膜の収縮度を測定するペプシノゲンを測定して、その組み合わせから発症のリスク、つまりは胃がんになりやすいかどうかということ明らかにする予防型の検査でございます。検査前の食事の制限の煩わしさでありますとか、バリウムを飲むことに対する精神的な不安感などの負担感が少なく、またリスクのある方については、その後の対処によっては、将来の胃がんの発症を予防しようとするものでございます。導入する自治体も、議員ご指摘のように少しずつふえてきております。

大阪府内では、昨年6月にご質問いただいた時点では、茨木市のみが実施をしておりましたが、その後、寝屋川市、羽曳野市、交野市が導入をして、現在では4団体が実施をしていますが、国の財政支援はなく、また大阪府においても財政支援は考えていないというのが現状でございます。また、市町村事業におきます胃がん検診の見直しについて検討されています厚生労働省のがん検診に関する検討会におきましても、死亡率減少効果を示す相当なエビデンス、検証結果がある対策型検診としての胃部X線検査が推奨されているところでございます。このことから、本町といたしましては、現在の胃部X線検査により、胃がんの早期発見に努めてまいりたいと考えております。

なお、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会において、市町村が実施する対策型検診の指針の見直しの一環として、検査方法の有効性の検証を進めていると聞いております。今後、研究結果を注視しながら、また研究成果を集積して、将来的に国が新たな方針を示したときは、その方針に沿った対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 大阪でもまだまだ、また近隣でもまだされていないということですが、

きるだけ前向きに検討していただきたいということをお願いしておきます。

次に、自転車安全利用。自転車安全利用のための啓発について。道路交通法では、自転車は軽車両となっており、違反をすると罰則が科せられる場合があるとなっておりますが、現実はこのことを認識し、自転車を利用している方は少ないと思います。特に大阪府では、自転車乗用中の事故の発生率が非常に多いということで、府内の自治体では自転車の運転マナーを明記した条例の制定が進んでおります。事故を起こしてしまうと加害者として、時には数千万円の賠償金を請求されるなど、たかが自転車と言えないのが現実であります。当町としても、自転車安全利用のための施策の推進が必要と思いますが、見解をお尋ねいたします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 自転車に関連します交通事故は、全事故の約2割を占めております。平成25年の泉南署管内におけます自転車に関する事故件数は141件で、事故に占める割合は21.9%、そのうち岬町での自転車に関連する事故は11件、交通事故件数が90件で、全事故に占める割合は12.2%となっており、管内2市に比べ低い状況となっております。また、幸いなことに死者はございませんでした。ただし、これは警察において交通事故として扱った件数でございまして、警察に届け出のない自転車同士、また自転車と歩行者とのちょっとした接触などは含まれてございません。

警察庁では、平成23年10月に、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についてという文書を発出し、自転車に関する総合対策を進めております。総合対策では、各地方公共団体や関係機関、団体における自主的な取り組みを促すための積極的な働きかけを実施することや、議員ご指摘のように自転車は車両であるということ、自転車利用者に徹底をさせるとともに、車両として従うべき基本的なルールについては、平成19年に交通対策本部が決定をいたしました自転車安全利用五則を活用しているところでございます。

自転車安全利用五則を簡単に紹介をさせていただきますと、まず自転車は車道が原則、歩道は例外。2点目として、車道は左側通行。3点目は、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行。4点目は、安全ルールを守るとして、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。最後に5つ目として、子どもはヘルメットを着用という、この5つの規則がルールとなっております。

このような中におきまして、本町では、泉南警察署の依頼により、岬だより4月号におきまして、春の全国交通安全運動の中で一定の啓発を行っているところでございますが、今後、泉南警察署とも協議、また連携をしながら、自転車は車両であるということ念頭に啓発の強化に努め

てまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 マナーアップを啓発する意味でも、また条例を制定していくということも大事なことかと思っておりますので、その辺もまた今後において検討していただきたいと思っております。

次に、学校での教育、講習についてですけれども、子ども、特に小学生の自転車安全利用が気になります。私ごとですが、先日、国道を車で移動中、歩道を走っていた小学生が突然、私の車の前を横切って横断しようと飛び出してきました。幸いなことにその自転車を避けることができ、事なきを得ましたが、本当に震えがとまりませんでした。子どもは後先を考えずに短絡的に行動する習性があります。自転車安全利用のための教育、講習の強化が非常に大事だと思っておりますが、その点についての当町の見解をお尋ねいたします。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 本町では、学校安全の取り組みとして、毎日子どもたちが安心して学校生活を送れるよう活躍していただいておりますスクールガードリーダーや、学校安全ボランティア等との連携を図り、登下校時の見守り活動を行っております。また、毎月8日は子ども安全デイとして、町長を初め教育長並びに教育委員会事務局職員も見守りに参加しております。このような中で、自転車の安全利用については、自転車関連事故は大きな社会問題となっております。

自転車利用者のルール厳守とマナー向上に対する関心が高まっており、各学校においても安全指導の取り組みを進めているところでございます。各小学校においては、毎年警察と連携して、自転車の乗り方やおり方等の指導について、実演を交えて交通安全教室を実施しております。また、淡輪幼稚園でも警察官による交通安全指導を行っております。岬中学校では、地域を決めて自転車による通学を許可しており、自転車の定められた場所にステッカーを貼り、ヘルメットの着用や左側通行を指導しているところでございます。また、自転車利用の安全指導については、重点指導課題として取り組み、年3回程度実施し、あわせて安全点検も行っているところです。また、月1回登校時に教員が町内の各所に立ち交通安全指導を行う中で、ヘルメット未着用等の違反には、自転車通学を停止するなどペナルティーを科し、事故の未然防止のみならず、事故があったときにもけがを最小限にとどめることができるよう、指導に努めております。教育委員会としましても、小学校新入学児童の保護者を対象とした交通安全の啓発リーフレットの配付や、自転車マナーアップの強化月間においては、広報用リーフレットを周知するなど、啓発を図っているところでございます。

今後とも警察と連携を図り、学校における交通安全指導を積極的に推進し、子どもたちの登下

校における安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 いろいろとくださっているのはよくわかるんですけども、これ本当に被害者になっても、加害者になっても、車を運転している人は自分は被害者的な感じで、加害者になるというのが、私自身が経験したことから、本当に思うことですので、そういうことが起こらないように、また町長、よろしく願いしておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 川端啓子君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。4月から消費税が8%に増税をされ、住民生活が立ち行かないほどの厳しい状況に置かれています。労働者の賃金値上げが報じられていますが一部にすぎず、消費税の増税による負担増には追いつきません。労働行政のさらなる改悪が計画され、不安定雇用を一層広げ、残業代ゼロの社会をつくろうとしているのが今の政権の姿であります。消費税は全額社会保障にと言いながら、社会保障の拡充には今回の増税分のうちの1割しか充てられず、年金受給額は連続して引き下げられ、現在国会で審議をされている医療・介護総合法案によるサービス切り捨てと負担増が持ち込まれようとしています。また、集団的自衛権の行使容認をめぐる情勢が緊迫しており、戦争する国づくりへの動きが窮迫しています。集団的自衛権の行使は一度でも認めてしまえば無制限に広がり、日本を戦場で殺し、殺される国へと変貌される重大事態であります。若い皆さんを戦場に送るようなことが絶対にあってはなりません。国政上のさまざまな動きは、直接、間接に岬町の住民にも深刻な影響を与えます。政治が行うことから来る不利益から住民を守ることが岬町の役割であり、責務であることを訴えて、質問をさせていただきます。

初めに、自然エネルギーの活用促進について質問します。東日本大震災から3年3カ月が経過しようとしています。地震と津波による甚大な被害に加えて、福島第一原発の事故は、いまだに放射能汚染の広がりを収束できない危機的な状況が続いています。先日、大飯原発の運転差し止めを命じる画期的な判決が下されました。原発という異質の危険性を持つエネルギーから、自然エネルギーへの転換を求める立場から、自然エネルギーの活用を促進する役割を岬町が果たすことを求めて質問をさせていただきます。

自然エネルギーには幾つもの種類がありますが、今回は太陽光を活用したエネルギーの活用についてお聞きをいたします。まず初めに確認いたします。私は、岬町が太陽光発電に適していると

認識しているのですが、実態はいかがでしょうか。根拠も含めてお示しいただきたいと思います。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 岬町は年間の日照時間が2,000時間以上というデータがございます。これは全国的に見ましても比較的が多いほうだということでございますので、既に町内、太陽光発電も設置されておりますが、そういう太陽光エネルギーの利用に適したところだと言われているところは事実でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ありがとうございます。全国各地で公共施設の屋上への太陽光パネルの設置など、自然エネルギーの活用が進んでおりますが、大阪府内の自治体の実態はいかがかお尋ねをいたします。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 質問通告をいただいて以来、あちこち調べてみたんですけども、大阪府内の公共施設の太陽光パネルの利用とかいうことでございますが、実は公式なデータがなかったんですけども、1年ほど前に、これは民間企業が調べたものだと思うんですが、そういうものがございましたので、大きな違いはないやろうと思っておりますので、そのデータをちょっと紹介させていただきます。25年3月末現在でございますが、大阪府内市町村の太陽光発電設備の状況でございます。38町村で利用されていると。573施設でございます。内訳は、主に区役所等の庁舎、それから小学校、中学校、公園、浄水場等でございます。用途は庁舎内や館内の、また校舎内の施設内で電灯等に使用するという。それから、小・中学校においては、もう設置目的を見ますと、環境教育というのを主目的に設置されているということも聞き及んでいるところでございます。なお、その573施設のうち、売電をしているのは144施設と聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 団体の数は大阪府下で38とおっしゃいましたか。38市町村。大阪府には43の団体、市町村がありますから、その中で38ということでもありますので、この割合で言いますと非常に高い、9割に迫る団体でこういったことが取り組まれているということでもあります。

初めにも申し上げましたが、太陽光発電に適しているといった地理を生かして、岬町自身が率先して自然エネルギーの活用を促進するという観点から、公共施設の屋上に太陽光パネルを設置することを、改めて提案したいと思いますけれども、このことについて町としてはいかがお考えか確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 ご質問にもございましたが、東日本大震災と原子力発電所の事故が発生しまして、東北地方に甚大な被害がもたらされ、その後、エネルギー需給の逼迫が生じてきております。こうした中、いわゆる再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立分散型エネルギーの導入等による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが、国を挙げての課題となってきているところと認識しております。

岬町におきましても、地震あるいは台風等による大規模な災害に備えまして、再生可能エネルギー等の導入を検討して、災害に強く、また環境負荷の小さいまちづくりを進めることは、課題の1つとして認識はしているところでございます。

ご承知のとおり、反面、町の財政は依然として厳しいものがございまして、町単独事業として取り組むには、なかなか課題もハードルも高いなど考えております。また、あわせて公共施設の整備のあり方等につきましては、これからも議論を深めていく必要があるということで進めてきているところでございます。

自然エネルギーの活用、本日は太陽光発電を中心にご質問をいただいていると考えておりますが、国においても、この防災拠点や避難所の屋上に太陽光パネルを設置して、自然エネルギーを活用するというような事業に対して、施設整備費の補助制度を検討していると聞き及んでいるところでございます。国の補助制度の動向も見きわめながら、また施設の設備の維持管理費、また設備の更新費も調査検討してまいりたいと、研究をしてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 公共施設のあり方を今後、本格的に検討していくという時期に当たっているということで、この課題については、研究が必要だという認識であろうかと思えますけれども、今後進めていかれる公共施設のあり方についての検討の中に、ひとつこの項目を据えられてはいかがかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。担当者が変わることになるかしら。どなたでもどうぞ。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 公共施設のあり方につきましては、整備の優先順位とか、それからどういう大規模改修をやっていくんだ、また維持管理のランニングコストの問題等も含めて、総合的に検討するわけでございますので、この電気料金に直結するようなことも、当然、1つの項目として考えていく必要があるなど考えております。本日はそういう電気料金だけやなしに、環境面での配慮ということでの岬町の役割ということからのご質問だと思いますけれども、岬町としては、そう

いうランニングコストの維持管理面についても検討は必要だと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 太陽光発電のパネルの設置のことなんですけれども、今、公共施設のあり方を検討する中で、この問題についても1つの検討課題として考えていくということが示されましたので、ぜひ調査や研究を進めていただきたいと思います。実際問題としては、岬町内で現存する公共施設の上で、太陽光パネルが設置できる場所というのは、非常に少ないというのが現実問題だと思うんです。といいますのは、まず耐震性が確保されていないといけなく、それから売電等のことでいいますと、一定期間の設置した後、発電が維持されるということが確保されていなければ、せっかく設置をしても初期投資がもったいないということになりますので、実際問題はすぐにつけられる場所というのは非常に少ないのが実情かと思います。ただ、今示されたとおり、公共施設については今後、建てかえ等も必要になってくる場所があるかもわかりませんので、そういった場合に導入を思い切って検討するというのも、ぜひご検討いただきたいと思います。今後の課題として位置づけていただきたいと思います。

引き続きまして、ただいままでは公共の場における太陽光発電の問題を質問させていただきましたが、個人宅に太陽光パネルを設置する際の問題についてお聞きをしたいと思います。個人宅に太陽光パネルを設置する際に、町が助成を行って、自然エネルギーの活用を促進を図る事業を創設することで、自然エネルギーの普及を促進する役割が果たせるのではないかなと考えますが、大阪府内の実態について、まずお示しをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 大阪府内におきましては、現在、18団体で住宅用太陽光発電設備への補助事業を実施しておりまして、1団体が検討中となっております。しかしながら、固定価格制度の導入もございまして、大阪市など3団体が補助事業を廃止されている状況にあります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現状としては、府内18団体が実施中ということでありました。補助内容としては、市や町によって少し違いがあるわけなんですけれども、1キロワット当たり平均すると二、三万円。上限額は10万円前後というのが補助内容の平均的な内容だと理解をしているところであります。こういった事業について、今、1団体は検討中ということと、それから少し、幾つかの団体では、かつてやっていたんだけど、今、中止しているということも出てきておりますけれども、これは国の補助制度等についても現在は休止しているという状況も受けてのことかもわかりませんが、やはりここでこの流れを地方自治体からしっかりと、またつくり直していくという

ことは大切なことだと思いますので、岬町についても財政の範囲内で、ぜひこういった制度の実施を検討されてはいかがでしょうかかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 平成26年4月に閣議決定されました国のエネルギー基本計画では、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは、温室効果ガス排出のない有望かつ多様な国産エネルギー源として、2013年から3年程度導入を最大限加速させ、その後も積極的に推進する方針が示されております。我が国では平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電の設備導入量は急速に増加しており、平成26年2月末の数値ではありますが、住宅用太陽光発電設備の累積導入量は、固定買取価格制度導入前の約1.5倍に増加し、それに伴い設置コストも値下がりが続けている状況でございます。国においては、議員ご紹介のとおり、平成21年度に住宅用太陽光発電の普及拡大を図るインセンティブ補助金として補助制度を創設し、補助金を支給してきたところではありますが、固定買取価格制度の導入もあり、事業予定期間の5年が経過したことから、平成25年度をもって補助制度が終了いたしております。また、大阪府では補助制度ではなく、個人が太陽光発電設備や省エネ機器の設置を行う際に、初期費用の負担を軽減する融資制度を設けているところでございます。平成26年度の太陽光発電の固定買取価格は、非住宅用が1キロワット当たり36円から32円に引き下げられたのに対して、住宅用は38円から37円と引き下げ幅が抑えられ、設置コストの値下がりを含めると、設備設置に伴う初期投資の回収期間の短縮が見込める状況となっております。

本町の厳しい財政状況の中では、新たな補助制度を設けることは難しい状況にありますが、固定買取価格制度や、大阪府の融資制度を活用いただくことで、今後も住宅用太陽光発電の普及拡大を図っていくことができるものと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 岬町としては、財政的な問題があり難しいというお答えでありましたが、それについては今後、引き続きご検討をいただきたいと要望させていただきます。

それから、今、答弁の中で少し紹介がありました融資制度の問題ですけれども、恐らくこれは大阪府と大阪市とで検討を進めてきて、まとめられたアクションプログラムというものについて一部ご紹介をいただいたのかなと思います。岬町として単独で何らかの制度を創設するのが難しいのであれば、今ご紹介いただいた融資制度等を利用して、少しでも自然エネルギーの活用を促進を図る後押しをするという役割を果たすということも、大事なのではないかなと思います。

今、融資制度についてご紹介いただきましたけれども、このアクションプログラムについては、

ほかにもご紹介いただけるものがあるのかなと思うんですけど、ご存じでしたら披歴いただきたいと思います。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 ただいま中原議員からお話のありましたアクションプログラムにつきましては、内容のほうは詳細を把握しておりませんが、大阪府の補助制度につきましては、若干ご説明をさせていただきます。

大阪府が持っている融資制度でございますが、府内に自ら居住する新築、既設住宅に対する融資対象設備を有するものに対しての融資の内容となっております、その対象については、太陽光発電だけに限らず、ヒートポンプ式の電気給湯器やコージェネレーションシステムなど、省エネ設備に期するもの、省エネ機器の設置に関するものが融資の対象となっております。融資の制度につきましては、一個人当たり300万円以内とし、融資期間10年とするものでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、ご説明いただいたものは、アクションプログラムの中の1つとして位置づけられているものであります。これは融資については、金額についても拡充をされておまして、1年前は150万円だったんですけども、限度額を300万円に今年度から引き上げられているものでありまして、こういったことをぜひ広く紹介をしていただきたいと思います。

アクションプログラムについては、ほかにも地域の商店なんかで事業者として再生可能エネルギー、太陽光パネルの設置等についての事業を行える業者が事業登録を行って、マッチングのお手伝いを大阪府のスマートエネルギーセンターというところをつくってあるんですけども、そういったところを通じて紹介するとか、屋根を貸したいという人がそこへ問い合わせをするとか、そういった形で自然エネルギーの活用の促進を図るという後押しもしておりますので、ぜひ町としても研究をしていただいて、この岬町として自然エネルギーの利用の促進を図る役割を果たしていただくように求めておきたいと思います。

最近、友好関係を深めております洲本市についても、この太陽光発電については非常に熱心に取り組んでおられまして、淡路島の最大級のメガソーラー発電所をことしの4月から稼働をされております。ここでは、エネルギー自給率を将来100%にするということを目標に取り組んでおられて、先ほど小学校の屋上なんかを使って自然エネルギー、太陽光発電の事業を行っているところで、環境教育のことを少し触れられましたけれども、こういったことについても積極的に取り組もうということで、取り組んでおられます。岬町としても、できる限りのことで自然エネルギーの活用促進という役割を果たすことを、改めて求めておきたいと思います。

1点目の自然エネルギーの活用促進に、町として役割を果たしていただきたいという件については、質問を終えたいと思います。

2つ目の質問をさせていただきます。教育環境の改善について質問をいたします。

梅雨入りが発表され、高熱と蒸し暑さで子どもたちの学習環境が悪化し始めております。既に全国各地での熱中症が報告をされ、安全安心のはずの学校で子どもたちの健康が脅かされかねない状況になっております。暑さによる集中力や学習意欲の低下により、学習効果の低下も不安視される所です。これまでも普通教室へのクーラー設置を進めることを求めたところではありますが、現在の学校教育施設へのクーラー設置状況を改めてお尋ねをいたします。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 まず、現状のクーラー設置状況でございますが、本年4月1日現在の文部科学省によります全国公立学校施設の空調冷房設備設置状況調査がございます。岬中学校では、特別教室17室のうち4室の23.5%。淡輪小学校では12室のうち5室の41.6%、深日小学校では10室のうち4室の40.0%、多奈川小学校では9室のうち3室の33.3%です。なお、普通教室の設置率はゼロ%でございます。この調査は、普通教室、特別教室の空調冷房設備の設置状況を、平成10年度よりおおむね3年に1度調査を実施しております。その調査の結果、全国の普通教室、特別教室の全保有教室数に対する設置率は29.9%で、平成22年度の調査より11.0ポイント増となります。また、都道府県別の大阪府では41.3%で、前回より12.2ポイント増となります。このように、全国的にもクーラーは設置傾向にございますが、昨今の環境変化に伴い、普通教室にPTAや地域の方々の支援で順次扇風機の設置が進み、あわせて各教室の窓をあけ、風を通し、また教室の日当たりの状況によって、各教室の環境は違いますが、夏休み前の蒸し暑い時期や9月の残暑の厳しい折には、クーラーなしでは集中力が続かず、学習意欲が低下するときは特別教室に移動して、授業を行うなどの工夫をしているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 残念ながら普通教室ではゼロ%の設置ということでありました。保護者からは、子どもたちの健康への不安の声が寄せられております。災害発生時には、地域の避難所ともなる施設であることから、岬町でも普通教室へのクーラーの設置を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 普通教室のクーラー設置につきましては、課題の1つであると考えておりますが、

多額の経費を要する事業であり、これまでは児童の安全を確保する観点から、耐震化を優先してきたところでございます。ついては、学校施設の老朽化対策、長寿命化、設備のリニューアル等、他の公共施設も含め、総合的にまた全庁的に財政状況を勘案しながら、今後、策定が予定されます公共施設等総合管理計画をもとに、全庁的な検討を進める必要があると考えます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 公共施設のあり方の検討という言葉が、またここでも、何だか立ちはだかっておりますけれども、耐震化を優先してきたということについては評価できるところでありますし、100%の耐震化にめどをつけて、頑張っているところだということについては、評価したいと思います。ただ、公共施設のあり方の検討というお話がありましたけれども、その検討の結果が出るまでには、一定の期間がかかるものであります。子どもたちの健康と安全は、やはり猶予はならない問題だと思いますので、このことについては急いでご検討をいただきたいと思っております。

学校においては、子どもたちの健康保持と増進については、法令で定められているところであります。学校環境衛生基準というのが定められておまして、そこでは夏の適温は25度から28度とされておりますし、小・中学校では毎授業日に教室内の温度などを点検するということも定められております。点検については、定期点検、また臨時検査についても、そこでうたわれているところであります。この法令でもしっかりと定められている安全対策の1つでありますから、クーラーの設置を急いで重要な課題として位置づけて取り組んでいただきたいと思っております。

この学校環境衛生基準の定めそのものについては、ご存じかどうか確認をさせていただきます。ご存じかどうかだけで結構です。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 議員おっしゃるように、学校衛生基準でございますけれども、これは文部科学省が平成21年4月1日に設けております。その中で、議員ご指摘のように、教室の温度は冬時期で18度から20度、夏場で25度から28度という項目がございます。その中で、学校保健安全法では、学校の設置管理者は、学校環境衛生基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないという努力義務でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が言おうかなと思っていたことまで、きちんと言ってくださったんですけれども、学校保健安全法というのがありまして、これは学校教育法に基づいて定められているところでありますけれども、設置者に対して児童生徒、もちろん教職員についてもそうですけれども、

健康の保持増進を図るため、設置者に必要な措置を講じることを求めているものであります。この法令については重々ご承知のことと思いますので、細かいご指摘はこの場では避けようと思えますけれども、不適切な環境にあるという実態を見過ごさないようにしていただきたい。あわせて、その回避のためにクーラーの設置を一刻も早く具体的な検討課題にしていただきたいと思えます。

また、その設置の検討をされる際、よく財政のことが問題になりますので、ほかの団体などでは、学校施設環境改善交付金を活用して設置を進めたところもありますので、そういった交付金や補助金等についても、積極的に活用しながら、普通教室へのクーラーの設置の計画を具体的に検討していただくように求めたいと思えます。2点目の、クーラーの設置また学習環境の改善については以上としたいと思えます。

3点目の観光事業についてお尋ねをいたします。

観光と一言で申し上げましても、その分野は多岐にわたります。今回は観光の分野のうち、その資源として岬町内に数多くあります戦跡にかかわって、提案的な質問をさせていただきたいと思えます。

私が申し上げる戦跡といえますのは、第2次世界大戦における戦争遂行の痕跡や、その被害の傷跡のことでありますが、直接の体験者が徐々に減り、戦跡そのものも時間の経過とともに姿を変える中で、岬町における戦跡を記録、保存する活動がまずは必要だと考えますが、このことについて町としてはいかがお考えか、確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 ご質問の戦跡でございますが、書物によりますと、戦闘の行われた跡、戦争遺跡と解説しております。本町には議員ご質問の戦跡はございませんが、平成7年12月に発行いたしました岬町の歴史に記述しております、「戦争と岬地域」の内容にありますように、第2次世界大戦がもたらした戦争による痕跡につきましては、過去の資料から、海軍のドック跡や、川崎重工業の造船所跡等、昭和61年の町史編さん室の発足当時から、教育委員会を中心として情報収集や記録保存に努めております。また、戦後、既に69年が経過し、岬町で戦争を体験されている方々が少なくなることを受けまして、岬の歴史館では、終戦月の8月に、戦争にかかわるイベントの開催や、歴史館発足時のボランティアサポーターとともに、戦争体験の聞き取り調査を実施し、現在も情報の収集に努めているところでございます。今後も痕跡に関する情報収集や聞き取り調査を進め、後世に語り継ぎ、平和のとうとさを伝えてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今ご紹介いただきました歴史館での8月のイベントについては、私も過去に参加をさせていただいたことがございます。ボランティアのサポーターの方のご協力も得て、歴史館を中心にして記録や保存の努力を進めておられることがご紹介されたところであります。

この4月に行われたリレーウォークでは、多奈川地域を案内する中で、戦跡の1つであるなぞのトンネルも紹介したと聞き及んでおります。こういった戦争の痕跡を1つの観光資源として生かすことを検討してはいかがかと思っておりますけれども、観光を担当される部局では、どのようにお考えかお聞きをしたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 先ほど、教育委員会のほうから説明があった内容につきましては、観光部門として地域の歴史的な事実を把握していく、そういう意味では、やっぱり重要なことであると考えております。しかし、現在のところは観光資源として生かすまでには至っておりません。今後は、地域の機運や訪問する方のニーズ等に注視しながら、可能性を判断していきたいと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 3月末に岬町の観光協会が設立をされました。規約の中で、観光資源の調査研究や保全について、1つの事業として位置づけられております。私は、地域の歴史的事実を把握することは大切だと、今ご答弁でおっしゃられたところでありますけれども、その1つとして、この観光協会の事業の1つに、テーマとして位置づけられてはいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 現在、3月に岬町観光協会が発足したところでございます。役員会についても、今後の事業をどうするかということで、テーマとして町のほうが考えるテーマを一旦提示しております。その中で、今後、この観光資源を活用する方法、また今は役員会のほうで諮っておりますけれども、今度そこの下部組織ということで、そういう部門を設置して、インターネット等の発信とか、また女性の方の活動を行うというようなことで、地域の掘り起しもやっぺいこうという話はできておりますけれども、これはまだ今後の課題ということで、ご理解願いたいと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後の研究課題として機会を見て提案していただくなど、ご検討をいただきたいと思っております。観光にかかわっては以上といたします。

最後の町職員の処分事案とその後の対策について質問をいたします。

この4月2日の新聞報道でご存じのとおり、4月1日付での職員の処分が報じられたところがあります。このことにかかわって、事の経過を明らかにするとともに、再発防止を求めて質問をさせていただきます。

処分に至る経過については、大きくは2つに分けて考えるべきかと考えます。1つは、不適正な随意契約による公金の不正流用、もう一つは、許可、手続における瑕疵があったことと認識しております。前者について、まず経過を確認いたします。新聞報道によると、2013年度中に岬町が発注した土木工事2件において、工事費を計20万円上乗せして業者に支払ったという不適正な随意契約と公金の不正な流用が発覚をし、4月1日、当該職員の減給処分が決定されたというのがあらましであります。この問題が発覚したのは、美化センター内への産業廃棄物の不法投棄事件における警察の捜査の過程で浮上したものと報道されておりますが、発端としては、2010年度の漁礁設置工事の入札にあるとお聞きをしております。処分された当該職員は、漁礁設置工事を落札した業者から、入札における設計書の内容の不足を指摘され、その責任を感じて昨年度の側溝設置工事において不適正な随意契約を結び、町が決めていた金額に上乗せをして工事費を支払ったとのことであります。これまでお話ししてきた経過の、私の認識に間違いがないか、確認をしたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 議員ご指摘のとおり、町受託事業者による産業廃棄物の不法投棄の疑いの事件を起因といたしまして、本町の職員による不適正な事務が発覚し、関係職員について懲戒処分を行ったところでございます。まずもって深くおわび申し上げます。

ご指摘のとおり2つの要素があるということございまして、経緯の概要については、おおむね中原議員のお見込みのとおりでございますが、随意契約につきましては、見積書に関して総額で20万円、2件に関して20万円上乗せしたということございまして、その事務に関しましては、きちっと起案をしながらやっているわけですけれども、随意契約の中で総額20万円に関して結果的に不適切な事務が見つかったということで、おおむねお見込みのとおりだと思われま

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、おわびをされたわけですけれども、誰に対してわびるのかということでありまして、私は、やはり住民の皆さんに対しておわびをすることが必要じゃないかなと思ひながら、今の答弁を聞かせていただきました。

随意契約を締結する場合に、岬町では随意契約ガイドラインに基づいて運用をされております。このガイドラインでは、随意契約についてこのように記述をされております。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であると述べた上で、契約自体が情実に左右をされ、公正な取り引きができないおそれがあるといったことや、市場価格等に比べて割高な価格による契約の締結を許容したものではないと戒めておりまして、随意契約の締結に当たっては、常に本町にとって有利な価格であるかを検証し、契約を締結すべきであると記されているところであります。

今回の契約については、130万円未満の工事請負として、ガイドラインの手順に基づき、50万円以上の工事費であったことから、2者の見積書とともに起案書が提出されたとのことであり、しかしながら、2者の見積書は1者から提出されたものであったということが調査で判明をし、適正なガイドラインの運用がなされていなかったことが確認されたと聞き及んでおります。こうしたことは、決して起こってはならないことではありますが、念のためお尋ねをしたいと思います。今回の問題を受けて、同様の不正がほかには存在しないことは確認をされたのでしょうか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 本件につきましては、この事案に基づきまして、各部長から意見、ご提言をいただいた中で、ほかにそのようなものはないというような形での議論をしてきたところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 では、今後の再発防止のために、町としてなされたことと、今後さらに取り組もうとしていることがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 先ほど議員より2つの要素があるというような形でお示しをいただいたところでございますが、1つ目といたしましては、一般廃棄物に関連しての美化センターの管理状況、これにつきましては同センター場外処分場に監視カメラを設置したところでございます。また、随意契約に関しましては、先ほど議員より説明がありました岬町随意契約ガイドラインの再チェックを行いまして、各職員の手元に持つというような形の徹底を図ったところでございます。また、この7月以降になれば新人職員等も入ってきますので、改めてガイドラインについて読む機会を設定いたしまして、説明会を開催するなどして徹底を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま答弁の中で、美化センターの監視カメラの設置ということで、再発防止策の1つがご紹介されたところでありますけれども、それについてはこれからちょっと聞こうかなと思っていたんですよ。先にお答えいただいたところでありますが、今、事実の確認をさせていただいた上で、再発防止策ということでガイドラインの再徹底ということが述べられたところでありますが、それは私が最初に申し上げた前者にかかわることです。もう1件の経過についても確認をさせていただきたいと思います。

この件については、当該の業者が美化センターのごみ集積場にごみの保管場所をつくるための名目で、週末にコンクリートブロックを持ち込む際、課長の独断で許可したといった報道がなされています。本来であれば上司への許可や決定が必要だったにもかかわらず、運用にずさんさがあったと聞き及んでおりますが、経過の認識に間違いがないか確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 議員ご指摘につきましては、お見込みのとおりでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 参考までにお聞きをいたしますが、許可を本来であれば、どなたの許可が必要な事案だったということになるのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 岬町の事務決済規定によりまして、まず工事請負費など執行区分というものなどがありまして300万円、130万円というような基準がございます。

その中で130万円未満のものであれば、上司の部長決裁と、またそれ以上300万円となれば部長から副町長ということでございますが、特段重要な意思決定という内容であれば、町長まで行くのでございますが、設計書など等の詳細の詰めができておりませんので、本来そのようなことをきちんと詰めて、上司に報告しながら、慎重に取り扱うべきであった事案と考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の答えで言うと、少なくとも直属の上司への相談が、まずは欠けていたと判断するに至るところまでの詰めそのものに、ちょっとずさんさがあったということかなと受けとめました。この件にかかわっても再発防止についてお尋ねをしようと思いましたが、それは先ほどお答えをいただいた美化センターへの監視カメラの設置ということになりますね。美化センターにつきましては、出入りの門扉についても、老朽化ということもありましたけれども、今回の

こともかかわって、しっかりしたもの、丈夫なものにつけかえて、鍵を設置して、しっかりと管理していくということも、1つの再発防止ということではなされていることかと思えます。うんうんと言っているのです、そういうことだと理解をいたします。

今回の事態については、町行政への信頼を失墜させる出来事で、処分にかかわっては分限処分審査会が複数回行われたと聞き及んでおります。その審査会等にかかわられた管理職の皆さんは、さぞつらい思いをされたことと思えます。当該職員の行いは、いかなる理由があろうとも許しがたいことではありますが、今後、二度とこのような事態が発生しないためのルールづくりと、その厳正な運用はもちろんのこと、引き続き再発の防止のために全力を尽くすよう求めて、私の質問を終わりたいと思えます。ご協力ありがとうございました。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

○奥野 学議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす6月11日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時33分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年6月10日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博